

～ 人の心が織りなす幸せ社会

“ほっとまち” 桔梗が丘～

平成27年度定時総会



住居表示設置事業

と き 平成 27 年 5 月 16 日（土）
午後 1 時 30 分

ところ 桔梗が丘公民館 講 堂

桔梗が丘自治連合協議会

目 次

1. ごあいさつ	・ ・ ・	1
2. 定時総会次第		
議案第1号		
平成26年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件	・ ・ ・	3
別紙1 平成26年度事業報告書	・ ・ ・	4
別紙2－1 平成26年度協議会会計決算書	・ ・ ・	21
別紙2－2 平成26年度末の積立金残高及び基金残高報告書	・ ・ ・	22
議案第2号		
平成26年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び		
特別会計決算の承認に関する件	・ ・ ・	23
別紙3 平成26年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書	・ ・ ・	28
議案第3号		
平成26年度公民館事業報告及び公民館会計決算の承認に関する件	・ ・ ・	29
別紙4 平成26年度公民館事業報告書	・ ・ ・	30
別紙5 平成26年度公民館会計決算書	・ ・ ・	31
別紙6 平成26年度末の財産目録及び積立金残高報告書	・ ・ ・	32
別紙7 平成26年度公民館会計決算監査及び業務監査報告書	・ ・ ・	33
議案第4号		
桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認に関する件	・ ・ ・	34
議案第5号		
桔梗が丘自治連合協議会理事交替の承認に関する件	・ ・ ・	36
議案第6号		
平成27年度事業計画（案）及び協議会会計予算（案）の承認に関する件	・ ・ ・	37
別紙8 平成27年度委員会・部会の事業計画書（案）	・ ・ ・	38
別紙9 平成27年度協議会会計予算書（案）	・ ・ ・	48
議案第7号		
平成27年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画（案）及び		
特別会計予算（案）の承認に関する件	・ ・ ・	49
議案第8号		
平成27年度公民館事業計画（案）及び公民館会計予算（案）の承認に関する件	・ ・ ・	54
別紙10 平成27年度公民館事業計画書（案）	・ ・ ・	55
別紙11 平成27年度公民館会計予算書（案）	・ ・ ・	56
3. 参考資料		
（1）桔梗が丘自治連合協議会組織図	・ ・ ・	58
（2）桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿	・ ・ ・	59
（3）桔梗が丘自治連合協議会関係規定	・ ・ ・	61

ごあいさつ

桔梗が丘“ほっとまち”構想 実現のために

皆さま方には、日頃から安心安全で住みよい“ほっとまち桔梗が丘”の実現に向けて、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

私たち住民誰もが豊かで住みよいまち“桔梗が丘”を創造するため、住民交流を図り、「地域とのつながりを深めた活力と魅力あふれる良好な生活環境の実現」を願っています。

“ほっとまち桔梗が丘”のまちづくりは、「地域で出来ることは地域で」を合言葉に、桔梗が丘24の各自治会（区）事業、9つの委員会・事業部会、公民館事業活動や各種の団体・サークル等が、行政や関係団体と協力して、実現に向けて取り組んでいます。行政との協働事業“ほっとまち”プロジェクト事業では、平成25年度には「ふれあい茶房」及び「子どもたちと地域の絆づくり」を、平成26年度には「ききょう農楽園」の開設、「住居表示設置事業」、桔梗が丘みどりの会による「みどり環境整備保全事業」がスタートし着実に成果を上げています。さらに、本年度は「桔梗が丘お助けセンター」が創設され、運用を開始しました。

“ほっとまち桔梗が丘”は、これら一人ひとりの力を合わせた活動により、支えられています。

しかし、少子高齢化の問題は、当地域に於いても顕著になり、地域力の減退につながる恐れがあります。

今こそ、個人の価値観や多様性を尊重しつつ、豊かなところで互いに思いやり、支え合う地域社会を創るために、世代を超え、全ての住民が一体となり「人づくり」や「絆づくり」を大切に、創意工夫を重ね、一つ一つの課題の実現に向けて進んでいかなければなりません。

桔梗が丘が更なる充実と飛躍を期するためには、皆さまが「て」と「こえ」で、それぞれの事業活動に「集い」「話し合い」「情報を共有」して、「地域ビジョン」がより充実した内容で実行されることが必要だと思います。

住みやすさを実感できる“ほっとまち桔梗が丘”の実現に向け、チームの一員として、より一層の皆様のご協力とご参画をお願い申し上げます。

平成27年5月
桔梗が丘自治連合協議会
会長 辻森保蔵

定 時 総 会 次 第

1. 開会の辞

2. 会長あいさつ

3. ご来賓あいさつ

4. 議事

(1) 総会成立宣言

(2) 議事録署名人選任

(3) 議長あいさつ

(4) 議案第1号 平成26年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件

(5) 議案第2号 平成26年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び

特別会計決算の承認に関する件

(監事の監査報告後審議、承認の議決)

(6) 議案第3号 平成26年度公民館事業報告及び公民館会計決算の承認に関する件

(監事の監査報告後審議、承認の議決)

(7) 議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認に関する件

(8) 議案第5号 桔梗が丘自治連合協議会理事交替の承認に関する件

～ 休憩 ～

(9) 議案第6号 平成27年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)の承認に関する件

(10) 議案第7号 平成27年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画(案)及び

特別会計予算(案)の承認に関する件

(11) 議案第8号 平成27年度公民館事業計画(案)及び

公民館会計予算(案)の承認に関する件

5. 議長議事終了のあいさつ

6. 閉会の辞

議案第 1 号 平成 2 6 年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件

平成 2 6 年度自治連合協議会の主な事業の取り組みとその成果報告及び、協議会会計の決算報告を別添のとおり行います。

なお、平成 2 7 年 4 月 1 1 日に協議会会計決算及び事業の監査を監事より受け、適正に執行されたことの承認を得ています。

別紙 1 平成 2 6 年度事業報告書

別紙 2 - 1 平成 2 6 年度協議会会計決算書

別紙 2 - 2 平成 2 6 年度末の積立金残高及び基金残高報告書

別紙 3 平成 2 6 年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書

別紙１．平成２６年度事業報告書

総務委員会

平成２６年度事業計画	実 績	評価及び反省
１．総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す	(１) 総会の開催 平成２６年５月１７日(土) 午後１時３０分から開催され、下記事項が承認された。 ①平成２５年度事業報告及び会計決算・監査報告 ②平成２５年度公民館事業報告及び会計決算・監査報告 ③協議会会長・理事・監事の交替の件 ④平成２６年度事業計画案及び、協議会会計予算 ⑤“ほっとまち”プロジェクト事業計画案及び、特別会計予算 ⑥平成２６年度公民館事業計画案及び、会計予算 (２) 理事会の定期的開催 (３) 自治連合会の定例的開催 (４) 公民館運営審議会の開催	◎桔梗が丘自治連合協議会として、５年目をむかえた諸会議は、ほぼその目的を達成したものである。
２．規約、規則、規定等の制定又は改正による協議会運営の充実化と円滑化を図る。	次のとおり、規約の改正案を作成した。 (１) 協議会組織図の改正案 (２) 公用車管理規定改定案 (３) 会計処理規定の改定	◎プロジェクト事業部会の組織における明確な位置づけを組織図の中に反映できた。 ◎軽トラが益々利用されやすいように改定できた。 ◎一定の制限のもと、項間での流用ができるようになり、急な出費などに対応できるようになった。
３．協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。	本年度も協議会財政の長期的安定を図るため、積立金制度を実施した。 (１) 車両買換積立金 １００，０００円	

4. 指定管理者として、協議会事業と公民館事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。 5. 協議会事業の成果を高めるため、総務委員会として2つの事業を実施する。 ①講演会の実施 ②研修会の実施 予算額合計 <u>2,676,200円</u>	講演会の開催を予定したが開催できなかった。 次の2つの事業を実施した。 (1) “ほっとまち”フォーラムの共同開催 平成26年11月2日(土) 基調講演 「まちづくりについて」 講師 すずらん台まちづくり協議会 決算額 30,000円 (2) まちづくり実施地域の視察研修会 平成27年2月7日(土) 東近江市 能登川地区まちづくり協議会 決算額 96,650円 (総務費の研修費より支出) 決算額合計 <u>1,822,165円</u>	◎予算の逼迫もあり、開催する内容についても適当なものが見当たらず、今回は見送ることとした。 ◎参加者が50名を超え、プロジェクトに対する期待や関心の高さが実感できた。今後も、積極的に他地域に学び、活動に生かしていくべきだと思う。 ◎25名の参加を得て、成功であったと思う。 一般社団法人化について、得ることが多く今後も積極的に行っていくべきだと考える。
--	--	---

企 画 運 営 委 員 会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 地域ビジョンの推進 ・ほっとまち茶房ききょう事業の支援 ・子どもたちと地域の絆づくり事業の推進 ・地域環境ネットプロジェクト「みどり環境整備保全事業」の推進 ・地域環境ネットプロジェクト「住居表示設置事業」の推進	・H26年7月から、憩の場としての茶房だけでなく、集う人と一緒に歌う“歌声喫茶”の開始。 ・花いっぱい運動だけでなく、子どもたちに、自然に親しんでもらう機会づくりとして、現在の“桔梗の森公園”で、「みどりの会」のネイチャークイズラリーという企画を、「みどりの会」と連携で東小の子どもたちに11月に計画。 残念ながら当日雨で中止 ・ゆめづくり協働事業として H26年5月みどりの会として発足。 近隣公園整備以外に、ききょう農楽園事業への協力関係より、周辺草刈等支援、又、農楽園器具の保管場所の提供等連携している。 又、子どもたちと地域の絆づくり事業との連携企画等も進めている。 ・ゆめづくり協働事業としてH26年度150万円の予算で実施。事務局にて、緒手続きを済ませ、住民説明会等通じ、街区表示板、町内表示板、住居番号表示板の数量把握し発注。街区表示は、プロジェクトメンバー中心に取り付け実施・町内表示板、住居表示板の取り付けは、自治連合会中心に取り付けを進めた。来年度継続事業と	・「ほっとまち茶房ききょう」が、一人で寄っても親しく交流できる場となり、各サークルの人達との連携もよく、毎月の開催で好評であった。 他の事業との連携での利用方法も期待される。 ・ネイチャークイズラリーは中止となったが、この試みは、地域の四季の樹木、草花、景観を大切にすることを育む。 地域の大人と子どもたちが一緒になって参画する場となる企画であり、今後は、課外授業等も視野に、奨めていく。 ・他ボランティア等との連携もあり、メンバーに恵まれ、事業の業務遂行能力が高く、他のプロジェクト事業との提携等、期待される。 ・町内表示は、見やすく、分かりやいため、当初より、もっと数を増やす方が良いとの評価。次年度増設。住居番号表示板の取り付けが地区により不揃い。さらに自治連合会の密接な提携が必要。 表示設置事業の継続化が課題として残る。

・ききょう農楽園プロジェクトの推進	して、事業予算 30 万円で提案。 ・ゆめづくり協働事業として、H26 年度 60 万円で実施。 試験農園 300 m²以外の荒地の耕作地化は、100 坪はメンバーで、耕運機で、約 550 坪を重機での掘り起しをした。 ・現在、農業地として全面耕作地とする計画は、土地の状態が大きな石、排水不良、土壌の不揃い等でメンバーが本来の楽しみより、生みの苦しみを味わっている。しかし、整地等に重機使用し、土地が肥えてくれば、良い実りがあれば、苦労は報われる。 継続事業として 70 万円で提案	・みどりの会の保管場所提供等で、機具用具の収納は出来た。しかし、自前の保管場所設置が急務。 重機による土地開墾に意外と費用がかさんだ。 メンバー親睦で、共同作業に、協調性高揚が必要とする。 楽しい農作業が出来るか、又、事業、地域との交流をどのようにするかが課題。
・お助けセンター設立準備プロジェクトの推進	・今年度、お助けセンター設立準備プロジェクトとして、名張市より、75 万円の「要援護者等日常生活支援事業補助金」を受ける。 7 月より、ニーズ把握のため、無料の生活支援事業の試行実験を開始し、12 月受付で終了した。配食事業は、4 月より分科会にて調査を開始しその必要性を分析中。 H26 年 9 月に、名張市へ、H27 年度ゆめづくり協働事業として、「桔梗が丘お助けセンター」事業を提案。	・日常生活支援の試行実験から、色々な経験から、実際に支援の必要な人への支援へのノウハウが得られた。来年度は、有償での支援要請者とコーディネーター、支援者のコンビネーションが期待される。 支援者が特定者に偏り、負担が掛からないようにすることも考慮する必要がある。
・“ほっとまち”フォーラム ・ゆめづくり協働事業発表	・H26 年 11 月 29 日、総務委員会主催の講演会と合同で、ほっとまちプロジェクト事業の報告会を開催。協議会、評議委員、各プロジェクトメンバーの参加 参加者約 60 名 ・H27 年 3 月 8 日地域づくり代表	・関係者以外の住民の参加がほとんど無く、住民のプロジェクトへの関心を持って貰うことの難しさを感じた。 「ほっとまち」の和気藹々の雰囲気は出なかった。 ・どちらも、他地区での取り組

2. コミュニティビジネスの検討、情報収集。 3. 事業部会に対する新規事業の提案 4. 事業部会に対する支援 5. 事業部会の事業評価システムの検討 予算額合計 <u>150,000円</u>	者会議実践交流会にて、桔梗が丘ほっとまち構想ゆめづくり協働事業の具体的事業として、ききょう農楽園、住居表示設置事業の事業内容についての発表を行う。 決算額合計 <u>105,990円</u>	みの無い事業で、質問は無く、助言応援をもらった。 ・ 報告事項なし ・ 報告事項なし ・ 報告事項なし ・ 報告事項なし ◎各プロジェクト事業の支援多岐にわたる。
--	---	--

広 報 委 員 会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
総評: 委員長の交代で、前期は「桔梗通信」の発行に追われ、後半は同紙の紙面の充実と「ホームページ」の定期的掲載にこぎつけたが、全般にわたり活動は活発でなかったと反省しています		
1. 広報全般における事業 1) 広報及び広聴活動に関する事業 ①自治連合協議会における広報活動の取組み ②広聴活動及び情報収集手法の取組み 2. 事業年度内計画 ①・協議会における主要施策及び実施 ・地域ビジョンにおけるプロジェクト事業の取組状況及びその内容等紹介 ②・地域における自治会活動及び行政の重要施策に対する広報活動への取組み ③・常に広報の役割とその基本任務を認識し、地域住民の要望に応える活動を目指す ・広報内容及び活動に対する住民意見等の反映施策の検討 1) 関連事業事項 ①・情報伝達及び情報の共有化状況の手法等の継続的取組み 2) 「ききょう通信」の発行 ①・自治連合協議会における広報活動 ②・各戸配布による定期的な発行の継続実施 ・発行月は基本的に6. 8. 10. 1. 3月の年間5回とする ③・紙面の編集構成のマンネリ化に注意し、創意と工夫を図り、広報の責務の遂行と広報レベルの向上に取	協議会のプロジェクトの活動と部会活動を中心に、桔梗通信に掲載し、ギャラリーでは、人の表情を大きく撮影した写真で枚数も多く取り入れた 行政の重要施策は、報道に至る内容に進展していないものもあり、掲載を控える判断があった。 単区との意見交換、住民との意見交換での掲載は実行していない 桔梗通信が住民に密着していないと感じている 発行は計画通り5回。1回のみカラー印刷で紙面を飾った 共同通信社の新聞用語を基本に記事を編集した。難解な語句には添え書きをした 依頼原稿を廃止し、全件現地取材・現地撮影を実施した	自治連合協議会の機関紙の姿勢は守っている 報道では、少数意見が住民の多数の意見と誤解されないよう配慮しなければならない 住民の意見の聴取は、協議会の組織でもって意見を収得するべきとの見解にある 年5回の発行ではタイムリーな記事を届けられない。予算の中での回数増の可能性の検討を27年度に取り組む

り組む 3)「ホームページ」の適切な管理運営 ①管理運営の遂行 更新体制堅持し広報の役務を果たす ②更新は、月1回を基本として取り組む ③HPが地域住民より信頼される情報源としての位置づけの構築と、確立に継続して取り組む 予算額合計 <u>348,000円</u>	ニュースとギャラリーに桔梗通信の主な記事と写真を掲載するにとどまった 決算額合計 <u>326,549円</u>	協議会としての桔梗通信とホームページの位置付けと整理が必要 27年に取り組む
--	--	--

健康推進部会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 敬老の日の行事 永年、社会の発展に貢献された高齢者のご苦勞をねぎらい、長寿を祝い、高齢者が自ら生活向上の意欲を高め、地域 みんなが地域福祉、高齢者福祉に資することを目的とする。 予算額 1,700,000円	実施日：平成25年9月15日(日) ＊70歳と88歳の方に長寿記念品(@2000円の商品券)を贈呈、対象者317名。 ＊70歳以上の方にお祝い品(お菓子)を手渡す。対象者2,975名(対昨年度比126人増) 決算額 1,684,000円	・敬老の日に高齢者の方をお祝いする意義はあるものの、今後ますます増加が見込まれ、予算的に現状のまま事業を継続していくことが困難である
2. ききょう健康まつり 地域の皆様が健康について考え再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とする。 予算額 220,000円	実施日：平成26年11月2日 場所：桔梗が丘公民館 (歯チェック、健康体力測定、骨密度測定、健脚チェック、メタボチェック、リズム体操名張バリバリ体操、健康茶の試飲、ビンゴ大会) 決算額 161,603円	参加者：約200名 ・骨密度測定に102名の参加があり、骨粗鬆症に関する関心の高さがうかがわれた。 ・昨年度から始めたメタボチェック、健康リズム体操及び今年度始めてのスクエアステップにも多数参加者があり、来年度も継続していくと同時に、認知症予防も取組みたい。
3. ニュースポーツ世代間交流大会 スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ、明るく活力ある地域社会を推進する。又親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。 予算額 50,000円	実施日：平成27年3月28日 場所：桔梗が丘小学校体育館及びグランド ・クロリテイー ・カローリング ・グランドゴルフ 決算額 33,377円	・合計74名(ボランティア、スタッフ含む)の参加で地域の交流の場が出き、楽しくゲームが出来た。
4. 体操会との協働事業 地域内で実施されている体操会(ラジオ体操)をより充実させるための協働事業。 夏休み期間のラジオ体操へ地域内の小学児童の参加を促す目的で、皆勤賞・参加賞等の費用の一部を補助する。 予算額 100,000円	・朝の体操の意義と開催情報の広報 ・夏休み期間中、子供たちを集めラジオ体操を実施した下記の体操会・地域に、申請に基づき、参加賞・皆勤賞等の費用の一部を負担した。 (300円/人) 桔梗が丘体操会・5番町1区・桔梗が丘南地区・桔梗が丘西地区 決算額 75,600円	・各地域の体操会と協働で、朝の体操の継続・発展を図っていた。 ・夏休み参加児童数252名 体操期間等は各地域でまちまちであるが、今後更に地域、参加児童が拡大していくことが課題。

5. ききょう健康講座 生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康告発を促していく。	1) ベルフラワー教室 ・メタボリックシンドローム予防教室 ・保健師・歯科衛生士による健康指導 ・講師による筋力アップ体操 ・健康相談 ・保健センター・まちの保健室の協力で実施:4月～9月 月2回 10月～3月 月2回 年間合計24回 2) 健康に関する講演 実施日:平成26年10月25日 場所、桔梗が丘公民館 ・テーマ うつ病と認知症を学ぶ ・講師 上野病院 平尾文雄院長 3) 健康リズム体操 実施日①平成26年7月26日 ② 9月20日 ③ 11月9日 ・場所、桔梗が丘公民館 ・講師、竹政悦子先生 4) 桔梗が丘げんき通信の発行 ・月1回 合計12回発行(回覧) 5) 健康ウォーキング 11月29日(土) 東青山四季の里で、初めての試みであるノルディックウォーキングを実施する予定であったが、雨天により中止とした。 6) 生活習慣病予防料理教室 市の健康支援室の講義の後、調理。	・メタボや歯の講義・計測で健康チェックができた ・筋力アップ体操で筋力増進ができた。 ・参加人数:4月～9月は30名 10月～3月は30名 合計60名 全戸配布広報により参加者が大幅に増えた。 参加者59名 大事なテーマであり、講師の話も分かりやすく、参加者には好評であった。 開催日に配慮し、切り口を換え、更に多勢が参加できるよう配慮する 参加者108名 高齢者でもリズムに合わせ楽しく気軽に体を動かすことができる体操であり、昨年度より参加者が増加した。運動が少なくなる冬場等開催時期、回数も検討し更に充実をはかりたい。 “ほっとまち”健康リレーが好評であり、健康に活躍している高齢者を更に発掘し、紹介していく。 雨天の場合の予備日を考慮し、年1回確実に実施できるよう、時期を検討する。 参加者38名 ・名張市食生活改善推進協議会
--	--	---

	・第1回 7月12日 ・第2回10月28日	の指導のもと健康レシピを体験 ・低カロリーでも美味しい料理を広める										
予算額 270,000円	決算額 193,654円											
6. 市の集団がん検診を桔梗が丘で実施（桔梗が丘地域対象）	実施日：11月9日 場所、桔梗が丘小学校 ・肺がん、大腸がん、胃がん、乳がんマンモグラフィ、子宮がん、健康推進部会は会場設営・受付・駐車係を担当	雨天の中、以下の受診者数であった <table><tr><td>胃がん</td><td>85名</td></tr><tr><td>大腸がん</td><td>90名</td></tr><tr><td>肺がん</td><td>73名</td></tr><tr><td>乳がん</td><td>37名</td></tr><tr><td>子宮がん</td><td>61名</td></tr></table>	胃がん	85名	大腸がん	90名	肺がん	73名	乳がん	37名	子宮がん	61名
胃がん	85名											
大腸がん	90名											
肺がん	73名											
乳がん	37名											
子宮がん	61名											
予算額 10,000円	決算額 12,720円											
7. 市の特定検診受け忘れの方（桔梗が丘地域対象）の特定健診を桔梗が丘で実施	実施日：平成27年2月1日 場所：桔梗が丘公民館 健康推進部会は駐車係を担当	受診者数 39名										
8. 桔梗が丘地域ワールドカフェ 名張市による「第3次健康名張21計画」策定のための意見聴取を目的に、気軽に話せるワールドカフェを開催	実施日：7月17日 場所、桔梗が丘公民館講堂 ・市の要請により、計画・広報・会場設営・運営を共同で実施 ・参加者を6〜7人のグループに分け、30分程度でメンバーを3回シャッフルした。 ・リラックスして話せるようお茶・お菓子を配布し、入退場、移動時には癒しの音楽を流した。	参加者合計 56名 <table><tr><td>地域</td><td>44名</td></tr><tr><td>医療関係</td><td>3名</td></tr><tr><td>行政</td><td>7名</td></tr><tr><td>社協</td><td>2名</td></tr></table> お茶を飲みながらの自由な意見交換は（ワールドカフェ形式）多勢の人の意見を汲み取るには適している。	地域	44名	医療関係	3名	行政	7名	社協	2名		
地域	44名											
医療関係	3名											
行政	7名											
社協	2名											
予算額計2,350,000円	決算額 23,621円 決算額合計 2,184,575円											

住 民 交 流 部 会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 桔梗が丘夏まつり ・子どもから大人まで地域住民が参加し、様々な催しを楽しみ親睦を深める。又地域の人々に地域住民の交流を発信する場とする。 実施予定日 平成26年8月23日（土） 実施内容 ① 模擬店 ② 盆踊り ③ パレード ④ アトラクション ⑤ 模擬店利用券の配布 その他 ・駐車場の確保 ・シャトルバスの運行 ・会場警備を警備会社と消防団に依頼。 予算額 900,000円	1. 桔梗が丘夏まつり 実施日：平成26年8月23日（土） ・16時半より桔梗が丘商店街にいて開催。参加人数 約8,000人 ・イベント内容 ① 模擬店は33店が出店。フリーマーケットは3店。 ② 盆踊りは、地域の婦人会を中心に住民総踊りの形式で実施した。 ③ 桔梗丘高校吹奏楽部パレードは舞台で演奏。 ④ アトラクションは桔”ずセミナーの太鼓とよさこいソーラン、フラメンコ踊り、ジャズダンス、フラダンス、伊賀琉真太鼓 ⑤ 模擬店利用券を地域の全戸に300円の利用券を配布。 その他に地域への告知をポスター、回覧及び当日の開催を広報車で案内した。 決算額 818,863円	・途中の雨で予定を一部変更したが、大きな事故や怪我なく最後までやることができた。 ・模擬店の利用券は予想を上回ったので、次年度は一人当たりの金額を減らし、多くの人に行き渡るようにしていきたい。 ・アトラクションは20分の時間をとって計画したがもう少し余裕があればよかった。 ・次年度の開催予定日は 8月22日（土） 桔梗が丘商店街にて
2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ ・新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦を図り、住民参加・住民自身でまちづくりを推進して行こうとする意識を高める。 ・対象は桔梗が丘地区住民。 ・内容 ①世界のおもちゃ体験 ②科学あそび教室 ③お菓子屋台村 ④豚汁、赤飯振る舞い	2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ 実施日：平成27年1月10日（土） ・実施にあたっては、世界のおもちゃ体験を地域福祉部会、科学あそび教室は教育文化部会の協力を得て実施した。 ・参加者は205人（乳幼児67人、小中学生68人、成人70人） ・スタッフは50人が協力。	・今年で11回目の開催となっているので、地域に根付いた行事になってきた。今年は園、学校が新学期を迎えてからの開催となったが、天候にも恵まれ、昨年と同程度の参加者を得ることができた。 ・メインのイベントは、「世界のおもちゃ体験」を地域福祉部会の協力で、「科学あそび教室」は教育文化部会との協働事業として定着してきており、部会、団体との運営や連携もうま

<どんど行事> ききょうフェスタの一関連行事として位置付け、地域の伝統行事として育てると共に、地域住民の交流を図る。 予算額 230,000円 予算額合計 <u>1,130,000円</u>	実施日：平成27年1月12日 (月・祝) ① どんど焼き ② 振る舞い（カップ麺等） ・参加者は約400人、スタッフは30人。 特に2番町区の協力が大きかった。 ・カップ麺は用意した約400食を振る舞った。 決算額 229,941円 決算額合計 <u>1,048,804円</u>	くいきスムーズに進行できた。 ・新年を迎えた行事として他地域でも行われているが、桔梗が丘地域でも2番町区子供会の行事として数年の歴史を数え、地域の人々にとっても伝統を感じる行事となってきた。
---	---	---

教 育 文 化 部 会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
1) 桔'ずセミナー 地域の子ども達が地域の大人と共に、学びながら触れ合うこと。 予算額：310,000円	実施：夏休み(4回)冬(1回) ニューフェスタ科学遊び 内容：(夏)料理・科学・囲碁・手芸・太鼓・よさこいソーランの6講座開催。太鼓・ソーランは、桔梗夏祭りに参加。 (冬)料理・科学・手芸の3講座開催。 (ニューフェスタ)「LED」「はしれはしれ」 参加者：延べ1,046人 決算額：296,646円	多くのボランティアの協力を得ることが出来た。延べ人数で中学生(22人)大人(201人)。多くの子どもが参加してくれ皆熱心であった。 大人と触れ合いが十分できた。 来年度、太鼓部は廃部とする。
2) 第18回青少年が語る「こころの思い発表会」 子どもの思いを作文発表することで理解していただき、地域の大人と子どもの距離を縮める。子どもを守り育てる活動に繋げる。 予算額：167,000円	実施：10月18日(土)公民館展に協賛 参加者：約250人 発表者：15人 (地区内小・中学校各3人) 演奏者：63人(桔梗が丘中・北中) 要約筆記：3人 来賓：雪岡 正明先生 募金額：30,000円 冊子配布：作文を冊子にして配布 決算額：157,368円	発表者は内容もよく、はっきり発表が出来た。 音楽部の募金は多くのご支援をいただいた。 表彰式をもっと時間短縮するよう検討する。
3) ふるさと歴史ハイキング 地域の大人と子どもとの交流を図りながら、地域の歴史を学びふるさとを愛する心を育てる。 予算額：40,000円	実施：11月8日(土) 参加者：68人(子ども1人) 講師：門田 了三先生 内容：「壬申の乱の道を歩こう」 決算額：35,807円	天候が良く無事に終わることが出来た。 子どもの参加をもっと増やしたい。
4) 私の1冊文庫 予算額：16,000円	実施：毎週月曜日読み聞かせ事業 絵本展「本とあそぼう」 実施：7月21日～26日 参加者：約180人 決算額：16,000円	伊藤忠子ども文庫助成2回目受賞。第44回名張市福祉大会にて表彰。 絵本展には多くの方に来ていただいた。
予算額合計 533,000円	決算額合計 505,821円	

生 活 安 全 部 会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 普通救命講習会 開催 (年度内 2回開催) 予算額 1,000円	◆平成26年11月16日(日) 参加者11人 ◆平成27年3月15日(日) 参加者 9人 合 計20人	●お年寄りが多いが、若い方も若干参加するようになった。 住居表示設置に伴い、119番への連絡が的確に出来るようになる。 ・17回目、延べ305人受講
2. 防犯パトロールの実施 ・青色回転灯パトロール 予算額 54,000円	◆桔梗が丘防犯パトロール隊 ※青色回転灯装着車 2台 ・月4回、毎回約1時間、桔梗が丘地区内を巡回した。 ・現在隊員 6人 ・延参加 165人 決算額 54,088円	●隊員6人と少人数ではあるが地域の安全・安心を守るため、引き続き気を引き締めて実施する。
3. 命の笛 贈呈 予算額 15,000円	◆小学校入学生に贈呈 ・桔小105個・東小30個・南小43個 ・贈呈は地域福祉部会の方に依頼。 決算額 13,350円	●3小学校の入学児童等に贈呈した。 合計178個 (転入生、紛失生含む)
4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊	◆防災訓練の実施 各地区において、年1回は実施し、住民の防災意識の高揚を図る。	●各地域において実施している。実施時には、訓練用ベストを着用するようお願いしている。
5. 桔梗が丘の危険箇所の解消・改善取り組みを促進	◆各区長、自治会長等にお申し、当部会も協調、協力して危険個所の解消に取り組んでいる。	
6. 桔梗が丘“ほっとまち” 構想と協調して事業を進める 予算額合計70,000円	◆住居表示設置事業に参画して事業推進に協力した。 決算額合計 67,438円	●街区表示板 主要道路電柱に100本 設置。 ●町内表示板 街角の塀、外壁、フェンスに123枚 設置。 ●住居番号(地番)表示板 全戸5,770枚 配布で作成し、取り付けは各戸自主設置。 但し、地域の安全・安心を守るため各戸設置をお願いしている。

快 適 環 境 部 会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 地球温暖化対策事業 (緑のカーテン事業) 4月29日、希望する所帯(各2株)にゴーヤ苗を配布し、節電や地球温暖化対策として植栽を奨励する。 (600所帯配布) 予算額 258,500円	平成25年4月29日、ゴーヤ苗(改良あばし600株、ジャンボゴーヤ600株)を地域内3か所で住民の方に配布。 決算額 248,648円	省エネ効果だけでなく街の美観や癒しの効果もあった。
2. 地域環境保全啓発事業 シャックリ川でのホタル観賞会や10号公園でのバードウォッチング、公園を巡るハイキングを通じて地域の自然や住環境を知り、自然を楽しむだけでなく環境をいかに保全し守ることが大切かを学習する。 (事業内容) ・ホタル観賞会 平成26年6月14日 ・バード・ウォッチング 平成27年1月17日実施 ・地域・近隣公園を巡るハイキング 平成25年11月実施予定 予算額 27,000円	・ホタル観賞会 ・平成26年6月14日にシャックリ川と桔梗が丘南公民館。 80人の参加者 ・バード・ウォッチング ・平成27年1月17日、自然公園(桔梗の森公園・西徳明池)、 40人の参加者 ・近隣公園めぐりのハイキング ・平成26年11月16日、桔梗の森公園と美旗中村周辺の緑地 38人の参加。 決算額 13,400円	自然を楽しみ鑑賞する中で身近な自然について考える機会になった。
3. 桔梗が丘クリーン大作戦 名張市クリーン大作戦2014に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会を推奨する。平成26年6月1日(日) 予算額 110,000円	参加の自治会(区) 1番町女性クラブ、 2番町1～3区、 4番町区、5番町各区等 参加人員総数は約1,500人 決算額 45,006円	継続して参加する自治会も多く、広がりを見せた。これからもこの方針を継続していく。
予算額合計 395,500円	決算額合計 307,054円	

地 域 福 祉 部 会

平成26年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動 予算額 30,000円	・毎月1回、第3金曜日定例会後「陽だまり」を持って訪問。 ・1回当たり780枚～820枚で、年間9,600枚を配布。 決算額 12,960円	・各戸に出来るだけ声をかけ安否を確認している。
2. 年末友愛訪問 予算額 220,000円	・プレゼント（チョコレートとサラシラップ）を持って訪問 75歳以上の一人暮らし世帯 75歳以上の高齢者のみ世帯 - 重度の寝たきりや認知症の方等 - 特に見守りの必要な世帯 (504世帯) 決算額 218,319円	・年に一度のプレゼントを心待ちにしている人が多い。 ・今後も継続していきたい。
3. 高齢者のつどい 予算額 210,000円	・5月25日（日）、地域の80歳以上の方のつどい - 参加者高齢者 148人 - 自治会（区）長 23人 - 民児協 29人 ・参加者会費 一人500円 決算額 210,000円	・民児協との協働事業として実施。 ・民児協負担金39,960円
4. いきいきサロン 予算額 510,000円	・地域内の13箇所で実施。 決算額 549,000円	・近隣の絆づくりであり、各地域で多くの方の協力を得て充実したサロン活動となっている。
5. グループホーム交流会 予算額 60,000円	・11月23日（日）地区内の6箇所のケアホームとの交流会。 ・参加者の内訳 - グループホーム生 19人 - ワーカー 7人 - 来賓 9人 - 民児協 27人 - 合計 62人 決算額 60,000円	・各ホーム共楽しみに待っている。 ・参加者同士お互いに交流を深めることができた。

6. 赤ちゃん、ちびっ子なかよし広場 予算額 50,000円	・毎月1回第3火曜日に未就園児とその母親が参加した。参加者：毎回約60人 決算額 50,000円	・母親の育児相談、友達づくりの場になっている。
7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業 予算額 60,000円	・「いこい」「友～友」の2グループの配食事業との協働事業として実施。 決算額 60,000円	・声かけや、見守り活動を兼ねての配食は大変意義深い事業。 ・今後も継続していきたい。
予算額合計 <u>1,140,000円</u>	決算額合計 <u>1,160,279円</u>	※不足額 20,279円は会計処理規程第20条により、理事会の承認を得て他の項目より流用

別紙２－１ 平成２６年度協議会会計決算書

平成２６年度協議会会計決算書

平成26年4月1日～平成27年3月31日

収入の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比 較	備 考
1 会費	会費	1,000,000	1,002,400	2,400	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	4,875,000	4,875,000	0	ゆめづくり交付金
	2 〃(加算額)	5,109,600	5,109,600	0	コミュニティ活動費
	3 〃(特別交付金)	300,000	300,000	0	事務局経費
	4 〃(人件費)	4,700,000	4,700,000	0	
	5 市社協交付金	630,000	623,050	△ 6,950	名張市社会福祉協議会
	小 計	15,614,600	15,607,650	△ 6,950	
3 補助金	市社協補助金	200,000	230,000	30,000	いきいきサロン補助金・年末助成金
4 報償費収入	報償費収入	150,000	150,000	0	名張市地域環境推進員報償費
5 雑収入	1 雑入	20,000	91,145	71,145	健診予防業務委託料・預金利息
	2 軽トラ使用料	0	39,860	39,860	軽トラ使用料・ガソリン代
	小 計	20,000	131,005	111,005	
6 負担金		4,700,000	4,700,000	0	公民館会計より
7 繰越金		1,897,398	1,897,398	0	
合 計		23,581,998	23,718,453	136,455	

支出の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比 較	備 考
1 人件費	1 給与・手当	8,600,000	8,174,625	△ 425,375	職員給与
	2 報酬	720,000	720,000	0	館長報酬
	3 社会保険料	80,000	76,482	△ 3,518	雇用保険料
	小 計	9,400,000	8,971,107	△ 428,893	
2 総務費	1 事業費	176,200	30,000	△ 146,200	講演講師料等
	2 費用弁償費	300,000	263,200	△ 36,800	委員会・部会・プロジェクト
	3 会議費	250,000	214,688	△ 35,312	総会資料
	4 研修費	200,000	145,950	△ 54,050	研修会東近江市・福祉活動サミット参加費 教育文化研修
	5 防犯防災費	200,000	200,000	0	名張市消防団桔梗が丘班補助
	6 備品購入費	400,000	0	△ 400,000	
	7 事務費	400,000	389,957	△ 10,043	コピー・印刷代・封筒・郵送料・商工会費
	8 車両費	200,000	176,729	△ 23,271	自動車保険料・点検・ガソリン代
	9 ビジョン新規事業費	500,000	368,087	△ 131,913	プロジェクト負担費等
	10 雑費	50,000	33,554	△ 16,446	台風及び歳末警戒陣中見舞・自動車税
	小 計	2,676,200	1,822,165	△ 854,035	
3 企画運営費	事業費	150,000	105,990	△ 44,010	プロジェクトコピー印刷代・住居表示
4 広報費	事業費	348,000	326,549	△ 21,451	ききょう通信 レンタルサーバー使用料
5 健康推進費	1 事業費	650,000	500,575	△ 149,425	健康まつり 健康講座
	2 繰出費	1,700,000	1,684,000	△ 16,000	敬老の日行事
	小 計	2,350,000	2,184,575	△ 165,425	
6 住民交流費	1 事業費	230,000	229,941	△ 59	ハッピーニューイヤーフェスタ・どんど
	2 繰出費	900,000	818,863	△ 81,137	桔梗が丘夏まつり
	小 計	1,130,000	1,048,804	△ 81,196	
7 教育文化費	事業費	533,000	505,821	△ 27,179	桔' ずセミナー等・こころの思い発表
8 生活安全費	事業費	70,000	67,438	△ 2,562	防犯帽子・防犯パトロール・命の笛
9 快適環境費	事業費	395,500	307,054	△ 88,446	地球温暖化防止対策(コ'ヤ)・グリーン大作戦
10 地域福祉費	事業費	1,140,000	1,160,279	20,279	いきいきサロン・高齢者のつどい・友愛訪問
11 積立金	車両買換積立金	100,000	139,860	39,860	軽トラ使用料・ガソリン代
12 コミュニティ活動費		5,109,600	5,109,600	0	各区コミュニティ活動費
13 報償費		150,000	150,000	0	名張市地域環境推進員報償費
繰 越 金		29,698	1,819,211	1,789,513	
合 計		23,581,998	23,718,453	136,455	

※地域福祉費(項)事業費(目)不足額20,279円については、総務費(項)事業費(目)より、
会計処理規程第20条の規定に従い流用した。

別紙２－２ 平成２６年度末の積立金残高及び基金残高報告書

平成２７年３月３１日現在

１．財政調整積立金

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	1, 5 0 0, 4 7 8	
雑 収 入	2 4 0	預金利息
合 計	1, 5 0 0, 7 1 8	

中京銀行桔梗が丘支店 普通預金

２．自然災害積立金

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	1, 5 0 0, 4 7 8	
雑 収 入	2 4 0	預金利息
合 計	1, 5 0 0, 7 1 8	

中京銀行桔梗が丘支店 普通預金

３．車両買換積立金

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	2 9 5, 8 3 2	
繰 入 金	1 0 0, 0 0 0	積立金
	3 9, 8 6 0	軽トラ利用料、ガソリン代
雑 収 入	5 5	預金利息
差 引 合 計	4 3 5, 7 4 7	

中京銀行桔梗が丘支店 普通預金

４．基金

有事の助け合い基金

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	4 1 7, 4 6 9	
雑 収 入	8 4	預金利息
合 計	4 1 7, 5 5 3	満期日H28年３月２７日

中京銀行桔梗が丘支店 定期預金

議案第2号 平成26年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承認に関する件
 平成26年度の“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の報告を次のとおり行います。

1. ほっとまち茶房ききょう事業

平成26年度は、オープン2年目を迎え利用者も多く、安定した収入が確保でき、ふれあい交流の場として定着してきました。サークル団体の作品展示は、毎月交換し、順番待ちの状況であり、歌声喫茶は、試行期間中好評を得て平成27年度本格実施の運びとなりました。また、日曜日開店については、試行期間の利用状況等から今後必要に応じて随時開店することになりました。さらに桔梗が丘夏祭りへの出店やアイスコーヒー等新メニューの採用なども行いました。コーヒー豆の高騰により、利用料金は100円据え置きとしましたが、回数券（11枚綴、千円）は廃止し、本年2月より利用券（10枚綴、千円）にしました。

平成26年度開業日数 232日

売上総額 787,290円

1日平均利用者 34人

1日平均売上額 3,400円

・ほっとまち茶房ききょう事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
利用料収入	800,000	787,290	コーヒー等 7,873杯
市社協補助金	45,000	50,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	27,408	27,408	平成25年度繰越金
雑収入		45	預金利子
計	872,408	864,743	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
運営経費	742,408	709,601	材料費、実費弁償、消耗品費等
光熱水費負担金	30,000	30,000	公民館一部負担分
積立金	100,000	100,000	減価償却費及び修繕引当金
繰越金	0	25,142	
計	872,408	864,743	

減価償却費及び修繕引当金としての積立金残高報告書

(平成27年3月31日 単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	100,000	
繰 入 金	100,000	
合 計	200,000	

2. 子どもたちと地域の絆づくり事業

平成25年度に発足した桔梗が丘小学校区の「桔小絆キッズ」と桔梗が丘南小学校区の「桔梗が

丘南子どもたちと地域の絆づくり事業運営委員会」が、先導役となる桔梗が丘東小学校区の「あそびつくす in 東小実行委員会」とともに「桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会」という共通のプラットフォームを得て、ノウハウと情報の共有を進め、春と秋の２回「通学路花いっぱい運動」を種から苗を育てる手法で開催した。これは、地域住民に花の苗を配布するとともに、前年度に製作したプランターに花の苗を植え付け、地域の皆さんによる子どもたちの安全見守りを狙いとする事業である。この事業が桔梗が丘全体に定着してきたことで、子どもたちと地域の絆をさらに深めることが出来た。

各小学校区での単独事業としては、それぞれの学校で行ってきた事業の継続と、少しずつではあるが自治連合協議会の各部会との連携を進めることができた。

予算については、「名張市放課後子ども教室事業」の助成金 382,000 円を初期投資としての備品購入と、事業経費に充てた。

・子どもたちと地域の絆づくり事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
事業委託費	382,000	382,000	名張市放課後子ども教室事業
負担金	0	183	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	382,000	382,183	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘要
備品購入	210,000	210,152	のぼり、看板等
報償費	72,000	72,000	サポーター費用弁償等
需用費等	100,000	100,031	花の種、培養土、印刷代等
合 計	382,000	382,183	

3. みどり環境整備保全事業

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（１０号公園）、鳴滝公園（１１号公園）、野鳥公園（西５号公園）をはじめとして多くの自然緑地が残されており、桔梗が丘のまちづくりにかけがえのないものとなっている。しかし面積も広く名張市の管理だけでは充分いきとどいていないのが現状である。そこで、こういった環境を整備保全する目的で、ボランティア組織として平成２４年に準備会を立ち上げ活動をはじめていた”桔梗が丘みどりの会”を、平成２６年５月正式に発足させ、”ほっとまち”プロジェクト事業として下記のとおり取り組んだ。

(１) 桔梗が丘地内の近隣公園及び緑地の整備保全の実施

桔梗の森公園（１０号公園）、鳴滝公園（１１号公園）、野鳥公園（西５号公園）において、枯松等枯木の伐倒処理、園路整備、希少植物の保護等整備保全定例作業を毎月２回実施した。また、少人数で適時作業も行った。さらには、７番町自治会と連携して７番町緑地の枯松伐倒処理にも取り組んだ。

(２) １０号公園の愛称

１０号公園にふさわしい愛称をとということで、広く公募しその中から「桔梗の森公園」に決定した。

(３) 他のプロジェクト事業組織や快適環境部会と連携した事業

子どもと地域の絆づくり事業・農楽園事業と連携した自然に親しむ行事や快適環境部会との連携事業等、２６年度やりきれなかった事業を２７年度で実施するべく企画を進めている。

・みどり環境整備保全事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
協働事業交付金	900,000	900,000	名張市
地域負担金	100,000	100,000	桔梗が丘自治連合協議会
寄付金	—	50,564	個人より
雑収入	—	11,808	利息、保険金戻入金
合 計	1,000,000	1,062,372	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
運営費	1,000,000	912,372	備品購入費等
積立金	—	150,000	機械施設修繕整備積立金
合 計	1,000,000	1,062,372	

機械施設修繕整備積立金残高報告書

(平成27年3月31日 単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 入 金	150,000	
合 計	150,000	

4. 住居表示設置事業

桔梗が丘“ほっとまち”構想の内、環境整備事業として実施。

桔梗が丘地域内に街区表示板、町内表示板、住居番号（地番）表示板を住民、来訪者に居場所が分かり易いところに設置し、防災・安全・福祉の増進に寄与する。

- (1) 訪問者が目的の建物や人を探す場合、今までよりもずっと分かりやすい。
- (2) 時間を争って動く救急車やパトカー、消防車などはより早く目的地に到着できる。
- (3) 郵便や宅配便の遅配や誤配が少なくなる。(同じ苗字の家が近くにある場合など)

●準備期間及び実施期間

- ・平成25年9月から平成26年3月（調査、資料作成）
- ・平成26年5月から平成27年3月（住民説明、製品製作、申請・許可、設置）

●事業の内容

住居表示板は、3種類を製作、設置を計画 桔梗が丘19区、73街区に

- (1) 街区表示板 … 主要道路電柱に 100本 設置
- (2) 町内表示板 … 街角の塀、外壁、フェンスに 123枚 設置
- (3) 住居番号（地番）表示板 … 全戸 5,770枚 配布で製作し、取り付けは各戸自主設置

●事業推進

- ・桔梗が丘自治連合協議会 ・桔梗が丘自治連合会 ・住居表示設置事業プロジェクトチーム

●財政内容

- ・平成26年度名張市ゆめづくり協働事業の採択を受け、事業費150万円で実施
(うち、桔梗が丘自治連合協議会事業費10%出費)

●今後の課題

- ・維持管理は桔梗が丘自治連合協議会で予定していますが、検討課題があり、将来は市に移管出来るよう協議が必要と考える。

・住居表示設置事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
協働事業交付金	1,350,000	1,350,000	名張市
地域負担金	150,000	182,345	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	1,500,000	1,532,345	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
印刷製本費	130,000	156,003	印刷用紙、インクジェット
委託料	—	139,300	自治連合会、プロジェクトチーム、育成園
備品購入費	1,260,000	1,150,178	街区表示板、町内表示板、住居番号表示板
消耗品費	30,000	19,472	文具（封筒）、雑貨（補助材）
諸経費	80,000	67,392	移動費（ガソリン）通信費
合 計	1,500,000	1,532,345	

5. ききょう農楽園事業

当農楽園は、桔梗が丘地域の住民が土とのふれあいを通して心豊かな生活の醸成と仲間づくりの場となることを目指すとともに、地域に安全な農作物の提供を試みることを目的として、事業を立ち上げました。

事業場所は、桔梗が丘中学校第2グラウンド東側で、有効耕作地は約725坪。

平成26年度の事業

25年度に既に開墾した試験農園の耕作地300㎡への農作物の植え付け品種は、ジャガイモ・さつまいもを主品目とし、枝豆・玉ねぎ・白菜・キャベツ・人参・ブロッコリー・大根等の試験作付し、その維持管理をした。

ジャガイモ耕作地の隣地の300㎡を、農楽園メンバーにより開墾し、スイカ・カボチャ・トマトを試験作付した。

残り500坪の農楽園予定地は、重機による開墾、トラクターによる荒起こし、ジャガイモ植え付け地も含む土地の整地は、農業専門家に委託した。26年度は土地起こし、整地を重点にし、試験農園では、いろいろな野菜の試験作付をした。又、備品、消耗品等を都度購入した。

・ききょう農楽園事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	概 要
協働事業交付金	540,000	540,000	名張市
負担金	60,000	60,000	桔梗が丘自治連合協議会
銀行預金利息	—	35	
合 計	600,000	600,035	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	概 要
土地改良工事費	400,000	368,064	重機トラクター使用料等
備品購入、設置費	200,000	78,460	水道設備、一輪車、鍬等
消耗品費	—	50,448	種、苗、肥料 等
その他の消耗品費	—	95,699	防虫ネット、杭 等
繰越金	—	7,364	
合 計	600,000	600,035	

6. 「お助けセンター」設立準備プロジェクト事業

名張市から要援護者等日常生活支援事業補助金の交付を受け、5～6月にかけて支援メンバーを公募し、南公民館に管理事務所を設置して、7月からニーズ調査を兼ねて家事支援を中心とした試験運用を開始しました。7～12月の間、庭管理、家具移動、網戸張替、フェンスの塗装など79件の依頼を受け、そのうち49件の作業を行いました。併せて、配食サービスについては分科会を立ち上げ、専門的に検討を開始しました。家事支援については一応のニーズ把握ができ、実地作業の流れの訓練も体験できました。27年度に向けて、設立準備プロジェクトは、配食サービス、移送サービスなどのまだ実施に至っていない分野について検討するため継続しますが、家事支援サービスは、「桔梗が丘お助けセンター」として正式発足し、4月から活動を開始します。

・「お助け」センター設立準備プロジェクト事業特別会計決算書

収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
市補助金	750,000	750,000	要援護者等日常生活支援事業補助金
負担金	—	10,000	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	750,000	760,000	

支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
開設費	300,000	448,397	資材収納物置 158,760 パソコン、プリンター等 127,440 FAX 付電話機 21,340 作業道具類 105,243 ファイルنگキャビネット 24,840 その他 10,774
運営経費 (含む調査費)	400,000	311,603	協力感謝金(実費弁償) 123,028 消耗品費(事務用品・保護具等) 90,343 印刷費(コピー、印刷、用紙) 57,796 通信費 26,917 保険料 4,680 繰越金 8,839
予備費	50,000	0	
合 計	750,000	760,000	

別紙３．平成２６年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書

平成２６年度協議会会計決算監査及び業務監査結果について（報告）

１．監査実施日

平成２７年４月１１日（土） 会計監査及び業務監査 午後１時から
（於） 桔梗が丘公民館 １０１号室

２．監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第９２条及び９３条に基づき、平成２６年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

（１）協議会会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会会計決算について、出納帳及び会計帳簿等の関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

（２）プロジェクト事業に係る特別会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業に係る各特別会計決算について、出納帳及び会計帳簿等の関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

（３）業務監査

桔梗が丘自治連合協議会の活動については、各委員会及び部会において、多岐にわたる事業を計画し、地域力の向上に取り組まれていることを高く評価します。

６つのプロジェクト事業、「ほっとまち茶房ききょう事業」、「子どもたちと地域の絆づくり事業」、「みどり環境整備保全事業」、「住居表示設置事業」、「ききょう農楽園事業」、「桔梗が丘お助けセンター事業」については、桔梗が丘”ほっとまち”構想実現に向けて、それぞれ地域住民のボランティアの力で取り組まれていることに敬意を表するものであります。それぞれのプロジェクト事業は、原則的には、自立した事業体として取り組まれることが理想であります。事業の継続には、財務庶務に関して自治連合協議会の一層の指導支援が必要と考えます。活動拠点のないボランティア組織においては、簿冊の管理一つとっても大きな問題であります。プロジェクト事業の継続性を考えるとき、財務庶務に係るボランティアスタッフの負担軽減は、重要であります。そのためには、自治連合協議会からの一層の指導支援を望むものであります。

平成２７年４月１１日

監事 福森 譲

監事 植野 正信

議案第 3 号 平成 2 6 年度公民館事業報告及び公民館会計決算の承認に関する件

平成 2 6 年度の公民館事業報告及び、公民館会計決算報告を別添のとおり行います。

なお、平成 2 7 年 4 月 1 1 日に監事より公民館会計決算の監査を受け、適正に執行したことの承認を得ています。

別紙 4．平成 2 6 年度公民館事業報告書

別紙 5．平成 2 6 年度公民館会計決算書

別紙 6．平成 2 6 年度末の財産目録及び積立金残高報告書

別紙 7．平成 2 6 年度公民館会計決算監査及び業務監査報告書

別紙4. 平成26年度公民館事業報告書

桔梗 が丘公民館・南公民館

学 級・教 室

(開設数は年間・参加者数は延人数)

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容
サイエンスメイト “スカラベ”	8回	220名	親子で触れ合いながら、科学工作や遊び等を通して、仲間づくりをする。
ロビー歌声広場	20回	120名	地域住民の交流の場として、懐かしい歌を通じて仲間づくり・健康づくりをはかる。
“農”を楽しむ	29回	493名	農業を通じて新しい絆作り土に触れ作物の収穫の感動を得る。
しめ縄づくり教室	0回	0名	主担当が不在で中止にしたが、来年は復活させる。
ストレッチ 桔公	24回	1,116名	健康で柔軟なからだ作りを通じて地域住民の交流を図る。
シニアクラス❀	7回	246名	地域の高齢者の交流の場として、様々なジャンルの学習を提供する。
料理教室	2回	32名	季節の料理をつくりながら、交流を図る。
そばうち教室	1回	11名	休日開催を前提に普段参加出来ない方の、幅広い交流を図る。
フラダンス教室	22回	532名	フラダンスを通じて、健康な体づくりと地域住民の交流を図る。
韓国語を学ぶ	22回	271名	ハングル語を通して韓国文化に触れ、楽しい仲間づくりをする。
パソコン教室	16回	156名	中級者を対象に、より良い文章の作成やワードを使いこなす。
絵手紙教室	11回	123名	絵手紙を通じて、地域住民の交流を図る。

講 座

講座の名称	開催数	参加者数	主 たる 内 容
桔梗が丘 公開連続講座 (再発見！ 日本のこころ)	6回	740名	5/11 講師 斎藤英喜氏「知られざる古事記の魅力」 6/8 講師 河原徳子氏「教科書で読み解く古今の名作」 8/3 講師 旭堂南陽氏「講談で楽しむ怪談」 8/8～8/18 みえ熊野の情景スケッチコンテスト入賞・入選作品展 8/9 講師 川口有三氏「熊野古道へのいざない」 11/15 講師 佐藤浩司氏 天理大学雅楽部 「雅楽の魅力」 12/6 講師 吉岡幸雄氏「日本の原点の色を求めて」

行 事

ロビーコンサート	2回	50名	色々なジャンルの方のコンサートを開催。 桔梗フィルハーモニカ、女性アンサンブルソアヴェ
プチコンサート	1回	300名	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。
映画鑑賞会	6回	942名	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会
第30回公民館展	10/18 10/19	3,000名	作品展示、舞台発表、こころの思い発表会及び演奏会 ワークショップ、バザー、喫茶・軽食
30周年記念演奏会	10/5	300名	ギターリスト竹田京右演奏会

別紙５．平成２６年度公民館会計決算書

平成２６年度公民館会計決算書

平成26年4月1日～平成27年3月31日

収入の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比 較	備 考
1 指定管理料		9,973,000	9,973,000	0	
2 使用料	1 公民館使用料	3,350,000	3,120,780	△ 229,220	
	2 コピー使用料	800,000	1,109,043	309,043	
	小 計	4,150,000	4,229,823	79,823	
3 その他収入	雑収入	50,000	83,214	33,214	自販機電気代・公衆電話委託手数料 ゴミ袋販売手数料・預金利息
4 繰越金	前期繰越金	1,418,654	1,418,654	0	
合 計		15,591,654	15,704,691	113,037	

支出の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比 較	備 考
1 管理費	1 消耗品費	500,000	504,525	4,525	印刷コピー用品・事務用品・消耗品・雑品費
	2 燃料費	10,000	0	△ 10,000	
	3 光熱水費	3,500,000	3,524,048	24,048	電気・ガス・上下水道費
	4 修繕料	430,000	350,704	△ 79,296	講堂ランプ電球交換・誘導灯 A E D 部品交換・南公民館カーテン
	5 電話料	170,000	176,260	6,260	
	6 委託手数料	2,300,000	2,120,024	△ 179,976	エレベーター・舞台吊物・消防 点検 害虫駆除・夜間・清掃・床清掃
	7 備品購入費	700,000	61,389	△ 638,611	指揮台・ガス警報器
	8 使用料及び賃借料	830,000	967,714	137,714	コピー・印刷・大判印刷、リース料、 コピーカウント料・アドバンス
	9 車両費	200,000	204,082	4,082	車検・ガソリン・自動車保険料
	小 計	8,640,000	7,908,746	△ 731,254	
2 運営費	1 報償費	600,000	580,000	△ 20,000	講師料
	2 旅費	20,000	0	△ 20,000	
	3 印刷製本費	100,000	95,113	△ 4,887	情報誌・用紙
	4 郵便料	90,000	57,708	△ 32,292	はがき・切手代等
	5 事業費	1,000,000	957,849	△ 42,151	連続講座・主催講座・公民館展 コンサート
	6 雑費	30,000	7,900	△ 22,100	自動車税・防火講習テキスト
	小 計	1,840,000	1,698,570	△ 141,430	
3 負担金	人件費負担金	4,700,000	4,700,000	0	協議会会計へ
4 その他	1 消費税	407,000	529,000	122,000	
	2 予備費	0	0	0	
次 期 繰 越 金		4,654	868,375	863,721	
合 計		15,591,654	15,704,691	113,037	

※その他(項)消費税(目)不足額 122,000円については、管理費(項)備品購入費(目)より、
会計処理規程第20条の規定の扱い流用した。

別紙6．平成26年度末の財産目録及び積立金残高報告書

(平成27年3月31日現在)

1. 財産目録

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
現 金	30,251	未払金	529,000
預 金	1,367,124	正味資産	868,375
合 計	1,397,375	合 計	1,397,375

2. 積立金残高

(1) 周年事業積立金

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	800,116	
雑 収 入	104	預金利息
支 出	425,766	公民館展30周年記念演奏会
差 引 合 計	374,454	

百五銀行桔梗が丘支店 普通預金

(2) 設備・備品購入積立金

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	800,116	
雑 収 入	128	預金利息
合 計	800,244	

百五銀行桔梗が丘支店 普通預金

(3) 車両購入積立金

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
繰 越 金	200,031	
雑 収 入	34	預金利息
合 計	200,065	

百五銀行桔梗が丘支店 普通預金

別紙 7. 平成 26 年度公民館会計決算監査及び業務監査報告書

平成 26 年度公民館会計決算監査及び業務監査結果について（報告）

1. 監査実施日

平成 27 年 4 月 11 日（土） 会計監査 午後 1 時から

（於）桔梗が丘公民館 101 号室

2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第 92 条及び 93 条に基づき、平成 26 年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

（1）公民館会計決算監査

公民館会計決算について、出納帳及び会計帳簿等の関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

（2）業務監査

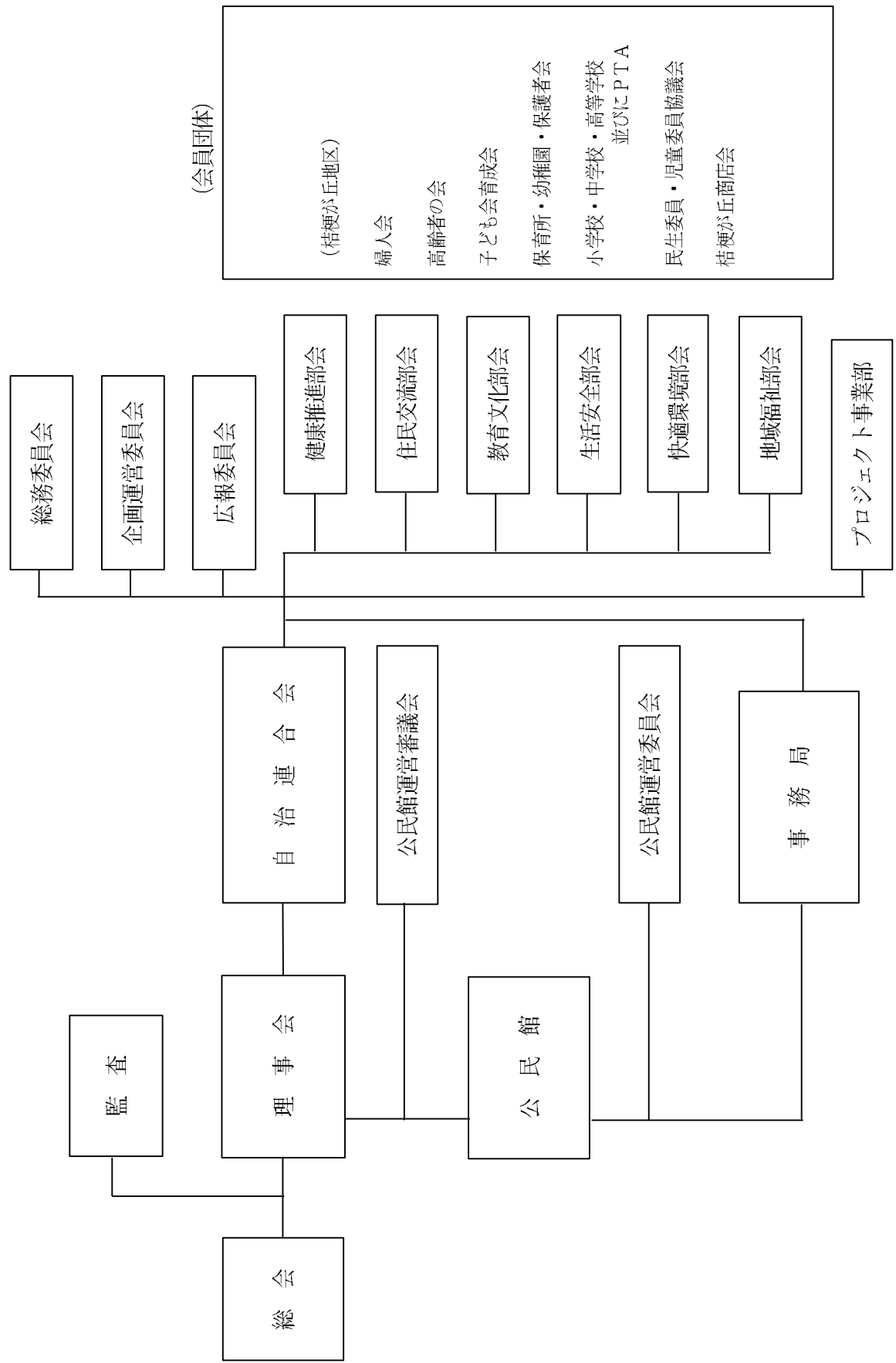
公民館会計決算について前年度決算と比べると、指定管理料は若干増えているにもかかわらず、繰越金は減少しています。支出が特に大きく増大した要素もない中でのこの傾向は、経常経費が繰越金を除く収入を上回り、年々繰越金に喰いこんでいる状況を表しているものと考えます。このままでいくと、将来的に赤字になる危険をはらんでいます。抜本的な対応の検討が必要であると考えます。

平成 27 年 4 月 11 日

監事 福森 譲

監事 植野 正信

桔梗が丘自治連合協議会組織図



予算の流用に関する会計処理規程の改定

現行規定	改定規定案
(予算の執行と流用) 第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに公民館の年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。 2 規約78条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。 4 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決済により、予備費から、その残額の範囲内で行うことができる。ただし、その流用額が予備費の残額を超える場合は、事前に総会の承認を要するものとする。 5 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とすることができるものとする。 (規程の改廃) 第21条 この規定は、理事会の承認により改廃することができる。	(予算の執行と流用) 第20条 (同文) 2 (同文) 3 (同文) 4 予算書勘定科目の「目」内において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決済により行うことができる。また、理事会がやむを得ない事情が生じたと認めたときは、「項」間の流用を行えるものとする。 5 (同文) 第21条 (同文)

議案第 5 号 桔梗が丘自治連合協議会理事交替の承認に関する件

	氏 名	役 職
就任する理事	吉 村 末 好	第 4 ブロック幹事
	廣 岡 登喜子	事務局長
	松 岡 雅 啓	事務局次長
退任する理事	鈴 木 健 一	第 4 ブロック幹事
	小松原 克 夫	事務局長
	松 村 勲	事務局次長

新たに就任する理事の任期は協議会規約第 3 0 条の規定により、平成 2 7 年度定時総会の終結時迄となります。

議案第6号 平成27年度事業計画（案）及び協議会会計予算（案）の承認に関する件

平成27年度事業計画（案）及び協議会会計予算（案）を別紙のとおり定めます。

桔梗が丘自治連合協議会は、各委員会及び、事業部会が計画した活動に加えて、“ほっとまち”プロジェクト事業として、1. ほっとまち茶房ききょう事業・2. 子どもたちと地域と絆づくり事業・3. みどり環境整備保全事業・4. 住居表示設置事業・5. ききょう農楽園事業・6. 桔梗が丘お助けセンター事業を行っており、「人の心が織りなす幸せ社会“ほっとまち”桔梗が丘」の実現を目指して、地域住民の皆さんの一人でも多くの方の参画を得て、まちづくりの活動強化に努めます。

別紙8. 平成27年度委員会、部会の事業計画書（案）

別紙9. 平成27年度協議会会計予算書（案）

別紙 8. 平成 27 年度事業計画書 (案)

総 務 委 員 会

平成 27 年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。	予算の計上無し
2. 規約、規則、規定等の制定又は改正により、協議会運営の充実化と円滑化を図り、今後の協会のあるべき方向性や問題点を検討する。	予算の計上無し
3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。	予算の計上無し
4. 指定管理者として、協議会事業と公民館事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。	予算の計上無し
5. 協議会事業の成果を高めるための後方支援として、次の事業を実施する。	
(ア) 地域ビジョン実現のための講演会 年 1 回実施	予算額 110,600 円 (内訳) 講師謝礼 50,000 円 資料代 (コピー代) 50 円×100 人 5,000 円 開催案内 10 円×560 部 5,600 円 交通費等 50,000 円
(イ) 他地域との交流を深め協議会活動充実のための研修	全体予算の「研修費」で支出予定 (100,000 円) (内訳) 交通費 (70,000 円) 昼食代 (20,000 円) 雑 費 (10,000 円)
(ウ) 公民館展の共催	予算額 50,000 円
	総務委員会事業費予算額 160,600 円
6. 協議会全体の関係予算	
1) 費用弁償費	予算額 300,000 円
2) 会議費	予算額 300,000 円
3) 研修費 (協議会の委員会・部会での実施分)	予算額 200,000 円
4) 防犯防災費 (名張市消防団蔵持分団桔梗が丘班)	予算額 200,000 円
5) 備品購入費	予算額 300,000 円
6) 事務費 (コピー、事務経費)	予算額 500,000 円
7) 車両費	予算額 250,000 円
8) ビジョン新規事業用費用	予算額 600,000 円
9) 雑費	予算額 50,000 円
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計 2,860,600 円

企 画 運 営 委 員 会

平成27年度の事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
1. 地域ビジョン推進及び、支援 (1) プロジェクト事業、及び事業間の情報収集と事業推進 ・ほっとまち茶房ききょう事業の支援 ・子どもたちと地域の絆づくり事業の推進 ・みどり環境整備保全事業 (桔梗が丘みどりの会) ・住居表示設置事業 ・ききょう農楽園事業 ・桔梗が丘お助けセンター事業 各事業のPR、コミュニケーション、調整事業助成, 2. “地域” フェアの開催 ・協議会部会、プロジェクト事業、自治会合同で、公民館展のように、事業の内容を住民にアピールするフェアを開催する。 ・日時：11月 ・会場は、講堂 ・それぞれ、ブースを設けて、活動内容を披露し、人材、メンバー募集も兼ねる。 ・ポスター 全地区に掲示、各戸配布 ・各事業パンフ、配布資料作成費用等 3 各部会事業への支援活動等 桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計 <u>150,000円</u>

平成２７年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
1.広報活動の理念と役割 桔梗が丘自治連合協議会の活動・情報・告知を地域住民に伝え、桔梗が丘の発展の橋渡しを担う 2.桔梗通信 ① ・桔梗が丘全世帯(約5400戸)に配布する桔梗が丘自治連合協議会の機関紙と位置付け ・読んでもらえる記事内容、楽しんでもらえる写真、予定を組んでもらえる開催のお知らせなど - 地域住民に密着した情報の提供 ②取材基本 ・現地取材と会見を基本に、三面鏡式で取材 ・全国紙、タウン紙には無いネタで勝負 ③編集基本 ・拾い読みが出来る紙面の構成と引きつける見出し(編集長ソフトの採用) ・用字・用語は、共同通信社の記者ハンドブックに従う。難解な熟語には註を付記する ④改善の取り組み ・従来五回の年間発行回数を、アップしてタイムリーな報道に取り組む。コストが課題 ・ソフトな紙面、構成を目指し、女性記者の育成 ・単区情報の記事の充実 ・桔梗通信の改名(理事会に提案後) 3.ホームページの見直し ホームページを利用している住民は少ないのが現実であるが、来訪する他市の自治会では議事録の詳細を熟知して質問される。全国が相手の、桔梗が丘自治連合協議会の顔といえる。 ・改善の取り組み ① 検索が出来ない ② 同じタイトルの情報が重複して掲載している ③ 桔梗通信は貼り付けが良いのでは ④ 住民広場の投稿は無い状態 など委員会で検討し理事会に諮問する。 桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額 327,000円 予算額 ホームページ管理費 6,000円 予算額 システムの更新費 30,000円 予算額合計 363,000円

健康推進部会

平成27年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 敬老の日の行事 永年、社会の発展に貢献された区切りを迎えられる高齢者のご苦勞と長寿を祝い、高齢者自ら生活向上意欲を高めると共に、地域のみんがが高齢者福祉と地域福祉に資することを目的とします。 (内容) 70歳と88歳の方に長寿記念品を贈呈 実施日 平成27年9月中旬	予算額(繰出金) 700,000円 長寿記念品 350人×2,000円=700,000円
2. ききょう健康まつり 地域のみなさまに健康について再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。 (内容) 1) 歯医者さんの歯チェック 2) 健康体操 3) 高齢度チェック 4) 骨チェック 5) 名張バリバリ体操 6) スクエアステップ 7) 栄養たっぷり食べ物商品ビンゴ大会、等 場 所 桔梗が丘公民館 実施日 平成27年11月3日(火)	予算額(事業費) 200,000円 1) 健康体操等の講師料 30,000円 2) 超音波骨密度測定器レンタル 40,000円 3) お手伝い昼食費 30,000円 4) ビンゴ大会景品 60,000円 5) 用紙、雑品、事務用品 30,000円 6) 諸経費 10,000円
3. ニュースポーツ世代間交流大会 スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ、明るく活力のある地域社会を推進する。又、親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。 (内容) 1) グラウンドゴルフ 2) クロリティー 3) カローリング 等 場 所 桔梗が丘小学校 実施日 平成28年3月26日(土)	予算額(事業費) 100,000円 1) 景品 35,000円 2) 用具賃貸 10,000円 3) 指導・運営謝礼 40,000円 4) 諸経費 15,000円
4. 体操会との協働事業 桔梗が丘の各地域で行われている体操会の継続・発展を図る協働事業、及び夏休み小学生児童の参加を促すための皆勤賞・参加賞等への補助事業 実施日 4月1日から翌年3月31日	予算額(事業費) 100,000円 夏休み小学生児童の皆勤賞、参加賞などの景品等費用の補助。

5、ききょう健康講座 生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促していく。 1) ベルフラワー教室（まちの保健室の協力で実施） ＊メタリックシフト・ホーム予防教室 ＊保健師・歯科衛生士による栄養指導 ＊講師による筋力アップ体操 ＊健康相談など行う 場 所 桔梗が丘南公民館 実施日 1部 4月～9月 2回/月 合計12回 2部 10月～3月 2回/月 合計12回 2) 楽しい健康づくり講座 ＊健康に関する講演を行う 場 所 桔梗が丘公民館 実施日 平成27年9月下旬～10月上旬 3)健康体操（リズム体操）を実施する 場 所 桔梗が丘公民館 年5回（7月・9月・11月・1月・3月）実施する 4)広報紙を発行する（回覧）。 ＊健康に関する情報を記載する ＊月1回発行する。 5)ウオーキング 場 所 東青山四季の里 実施日 平成27年9月～11月実施 6)生活習慣病予防料理講座 ※生活習慣病を予防する料理の知識・実技講習 場 所 桔梗が丘公民館 実施日 6月・9月・2月 年3回実施する。 7) 社協が推進するスクエアステップ普及活動に対し積極的に支援・協力する	予算額（事業費） 310,000円 1) ベルフラワー教室 講師料 120,000円 2) 楽しい健康づくり講座 20,000円 講師謝礼他 10,000円 諸経費 10,000円 3) 健康体操 40,000円 講師料 30,000円 諸雑費 10,000円 4) 広報紙 取材費・雑費 10,000円 5)ウオーキング 60,000円 参加賞 10,000円 参加者の交通費等 50,000円 6) 生活習慣病予防料理講座 30,000円 7) 諸雑費 30,000円
6、市の集団がん検診を桔梗が丘で実施する（肺がん、大腸がん、胃がん、乳がんマンモグラフィ、子宮がん） 場 所 桔梗が丘小学校 実施日 平成27年11月 中旬 桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額（事業費） 10,000円 予算額（事業費）計 720,000円 予算額（繰出金）計 700,000円 予算額合計 1,420,000円

住 民 交 流 部 会

平成２７年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
１．桔梗が丘夏まつり 子どもから大人まで地域住民が楽しみ、親睦を深める夏祭りを行う。 （期待する効果） ・地域住民の方々が模擬店や盆踊りに中心となって参加することにより、地域住民同士また祭りに来てくれる人たちとの交流をはかる。 ・高齢者の方々にも“ほっと”出来る場所を提供し、地域の人たちが、子どもからお年寄りまで気軽に楽しく参加してもらえる祭にする。 ・他地域の人々に桔梗が丘の住民交流の様子を発信する。 ・実施予定日 平成２７年８月２２日（土） ・実施内容 ① 模擬店・フリーマーケット ② 盆踊り ③ 吹奏楽の演奏会 ④ アトラクション ⑤ 模擬店利用券の配付（２５０円）	予算額 １，７６０，０００円 （収入） １）繰出金 ８８０，０００円 ２）協賛金 ８８０，０００円 （支出） １）事務経費 １２０，０００円 ２）食料費 １００，０００円 ３）舞台照明費 ６８０，０００円 ４）イベント費 １０，０００円 ５）広報費 ７８，０００円 ６）警備費 １８７，０００円 ７）シャトルバス １１５，０００円 ８）縁日費 ４７０，０００円
２．ハッピーニューイヤーききょうフェスタ 新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦をはかり、住民参加・住民自身でまちづくりを推進していこうとする意識を高める。 （期待する効果） ・正月をテーマにした行事に参加することにより、伝統的な行事を子どもたちが体験する。 ・子どもたちや近隣の人々が参加することにより地域住民同士の交流をはかり、共に住みよい地域づくりに参加していこうとする意識を持つ。 ・実施日予定日 平成２８年１月９日（土） ① ワークショップ ② 子ども向けイベント ③ お菓子屋台村 ④ 赤飯等の振る舞い ・実施日予定日 平成２８年１月１７日（日） ⑤ どんどこ行事（２番町区どんどこ保存会の協力） 桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額 ２５０，０００円 （内訳） １）ワークショップ ２０，０００円 ２）子ども向けイベント費 ３０，０００円 ３）振る舞い費 ４５，０００円 ４）お菓子屋台村費 ５５，０００円 ５）どんどこ行事費 １００，０００円 予算額（事業費）計 ２５０，０００円 予算額（繰出金）計 ８８０，０００円 予算額合計 １，１３０，０００円 ※協賛金を除く

教 育 文 化 部 会

平成27年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
1 桔' ずセミナー（第11回） 地域の子供達が大人と共に学びながら触れ合うことを目的として開催。 1）夏5講座4回実施：料理・科学・囲碁・手芸・よさこいソーラン 2）ききょう夏祭りに参加：よさこいソーラン 3）冬3講座開催：料理・科学・手芸 4）ききょうニューイヤーフェスタに協力 ：科学あそび	予算額 310,000円 （内訳） 講師お礼 90,000円 講座補助 115,000円 反省会費 30,000円 事務費 20,000円 ボランティア交通費 35,000円 予備費 10,000円 年間会議費 10,000円
2 青少年が語る「こころの思い発表会」（第19回） 現代の子どものこころの思いを、作文発表を通じて地域の大人に理解していただく。 1）実施日：桔梗が丘公民館展開催日 2）発表者：桔梗内小・中学校各3人 計15人 3）演奏者：桔梗が丘中学校音楽部 北中ウインドアンサンブル 4）要約筆記 5）冊子配布	予算額 167,000円 （内訳） 参加賞 35,000円 音楽部に関する経費 72,000円 冊子・プログラム 25,000円 要約筆記 25,000円 その他（反省会費含む） 10,000円
3 ふるさと歴史ハイキング（第19回） 地域の大人と子どもが交流を図りながら、地域の歴史を学びふるさとを愛するところを育てる。 1）実施日：未定 2）内容：ふるさとの歴史建造物や遺跡や自然を散策	予算額 40,000円 （内訳） 交通費補助 20,000円 見学料金 20,000円
4 私の1冊文庫 1）桔梗が丘サロンに於いて運営する。毎週月曜日に開催し、ボランティアによる本の読み聞かせ事業。 2）「絵本とみんなとあそぼう」 7月18日～25日 公民館ギャラリーにて開催予定	予算額 16,000円 (活動費・運営費)
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計 533,000円

生 活 安 全 部 会

平成27年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
1. 普通救命講習会 1) 開催回数 : 年度内2回(10月、3月)。 2) 開催場所 : 名張市消防庁舎内 2階 3) 参加者数 : 1回15人 合計30人。担当者4人 4) 講習内容 : ①止血法 ②異物除去法 ③心肺蘇生法 ④AED取扱法	予算額 1,000円
2. 防犯パトロールの実施 桔梗が丘防犯パトロール隊 1) 青色回転灯パトロール 青色回転灯装着車2台 2) 実施要領 : 月4回、1回 約1時間 桔梗が丘地区内を3コースに分け、2台の車に隊員6人が分乗して、それぞれのコースを巡回する。 (毎月5日、15日、20日、25日)	予算額 58,000円 ・ガソリン代 12,000円 ・活動費 45,000円 ・保険料 1,000円
3. 命の笛贈呈 1) 平成28年4月、地区内の3小学校の新入児童等に贈呈する。	予算額 15,000円
4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊 1) 防災訓練の実施 各地区において、年1回は実施することにより、住民の防災意識の高揚を図る。	
5. 桔梗が丘の危険箇所等の解消・改善 取り組みを促進する。	
6. 環境ねっとプロジェクト 住居表示設置事業を協働で引き続き推進する。 1) 町内表示板の追加設置を実施 2) 住居番号(地番)表示板の追加設置を実施	
7. 消火栓にホースを接続した訓練を実施 1) 訓練場所 … 三重県消防学校 訓練施設 2) 開催時期 … 年1回、土曜日または日曜日。 3) 開催条件 … 1回の訓練は、20名程度。	予算額 46,000円
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計 120,000円

快 適 環 境 部 会

平成27年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
I 環境を守る活動	
地域の環境を守り育てる	
1. 公園美化運動（みどり環境保全整備事業「桔梗が丘みどりの会」との連携） 桔梗の森公園のクリーン活動を偶数月第1月曜日に実施する。6月から実施する。 (6月・8月・10月・12月・2月の第1月曜日午前9時～11時)	- 参加者粗品 40,000 円 - ビニールゴミ 1,200 円 - 軍手 2,200 円 - 合計 43,400 円
2. 桔梗花いっぱい運動 近隣公園にキキョウの花を植栽し、桔梗が丘の里山花景観の復活を図る。 内容：①4月にポットに種子を撒き、苗を育てる。発芽し生育すると、公園に移植する。 ②2～3月に苗を購入し公園に移植する。	- 桔梗苗 13,000 円 - 育苗容器(ジフィーポット)角型 7,700 円 - たねまき培土 4,500 円 - 培養土 6,000 円 - 苗移植場所表示用目印 6,000 円 - 合計 37,200 円
3. 公園内案内板の設置 桔梗の森公園・野鳥公園に公園散策を楽しめるよう案内板を設置する。	- 野鳥(水鳥)説明板 30,000 円 - 公園内表示案内板・植物及び昆虫説明板 40,000 円 - 合計 70,000 円
4. 名張市クリーン大作戦2015 実施：5月31日（日） 名張市クリーン大作戦に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会を奨励する。	- 参加者粗品 50,000 円 - 協賛自治会参加者粗品 60,000 円 - 合計 110,000 円
	<u>I の合計 260,600 円</u>
II 環境を知る活動	
地域の自然を楽しみながら住環境を知り、環境を守ることがいかに大切かを知る。	
1. ホタル観賞会（桔梗が丘5番町、シャックリ川） 6月13日（土）	講師料 15,000 円
2. 近隣公園を巡るハイキング 野鳥公園を中心とした桔梗が丘西付近のハイキングを、「ほっとまちプロジェクト事業」と連携して実施する。野鳥公園では「桔梗が丘みどりの会」が開設した遊歩道を歩き、農園では収穫されたばかりの作物を通じて「農楽園」と交流を図る。 10月31日（土）	ハイキング参加粗品 8,000 円
3. 桔梗の森公園いきものウォッチング	「ほっとまちプロジェクト事業」との連携活動に要する経費 30,000 円
① 初夏の生きものウォッチング 6月27日（土）	傷害保険料(ホタル観賞会・ハイキング) 2,000 円
② 夏休み生きものウォッチング 8月1日（土）	シャックリ川周辺整備等業務実費 2,000 円
③ 冬の生きものウォッチング H28年1月16日（土） (バード・ウォッチング 桔梗の森公園、西徳明池など)	
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	<u>II の合計 57,000 円</u>
	<u>予算額合計 317,600 円</u>

地 域 福 祉 部 会

平成27年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動 毎月1回地区の民生委員が「陽だまり」を携え訪問し、安否確認と相談・支援活動を実施。	予算額 30,000円 「陽だまり」印刷費
2. 年末友愛訪問 見守りの必要な世帯へ、友愛品（プレゼント）を持って訪問。 ・75歳以上の1人暮らし世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯	予算額230,000円 (友愛品購入費)
3. 高齢者のつどいの実施 ・80歳以上の高齢者が親睦と交流を図るため開催 ・実施時期：平成27年5月24日（日）（予定） ・参加予定者：約160名	予算額220,000円
4. いきいきサロンの実施 ・地域内13箇所の小地域で、高齢者同士が近隣の絆を深め、お互いの顔が見える中で、友達づくりや絆づくりをする機会とする。 ・各サロンの年間計画に基づいて実施。 ・年間参加者目標1,800名	予算額540,000円
5. グループホーム交流会 ・地域内の6箇所のグループホームとの交流会を行う。 年1回実施。	予算額 60,000円
6. 赤ちゃん、ちびっ子なかよし広場 ・未就園児とその親のつどいを、公民館講堂で行う。 毎月第3火曜日に実施する。	予算額 50,000円
7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業 「いこい」・「友一友」の2団体。	予算額 60,000円
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計 <u>1,190,000円</u>

別紙9. 平成27年度協議会会計予算書(案)

平成27年度協議会会計予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H27年度予算額	前年予算比較	備 考
1 会費	会 費	1,000,000	1,002,400	1,000,000	0	地区会費
2 交付金	1名張市交付金基本額	4,875,000	4,875,000	4,917,000	42,000	ゆめづくり交付金
	2 〃(加算額)	5,109,600	5,109,600	5,117,200	7,600	コミュニティー活動費
	3 〃(特別交付金)	300,000	300,000	300,000	0	地域調整額
	4 〃(人件費)	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	
	5市社協交付金	630,000	623,050	630,000	0	名張市社会福祉協議会
	小 計	15,814,600	15,607,650	15,664,200	49,600	
3 補助金	市社協補助金	200,000	230,000	200,000	0	いきいきサロン補助金
4 報償費収入	報償費収入	150,000	150,000	0	△ 150,000	環境推進員報償費
5 雑収入	1雑入	20,000	91,145	20,000	0	預金利息
	軽トラック使用料	0	39,860	40,000	40,000	軽トラ使用料・ガソリン代
	小 計	20,000	131,005	60,000	40,000	
6 負担金		4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	公民館会計より
7 繰越金	前期繰越金	1,897,398	1,897,398	1,819,211	△ 78,187	
合 計		23,581,998	23,718,453	23,443,411	△ 138,587	

支出の部

(単位:円)

項	目	26年度予算額	前年度決算額	H27年度予算額	比 較	備 考
1 人件費	1 給与・手当	8,600,000	8,174,625	8,590,000	△ 10,000	職員給与
	2 報酬	720,000	720,000	720,000	0	館長報酬
	3 社会保険料	80,000	76,482	90,000	10,000	雇用保険
	小 計	9,400,000	8,971,107	9,400,000	0	
2 総務費	1 事業費	176,200	30,000	160,600	△ 15,600	講師謝礼・資料代
	2 費用弁償費	300,000	263,200	300,000	0	費用弁償費
	3 会議費	250,000	214,688	300,000	50,000	総会資料印刷費
	4 研修費	200,000	145,950	200,000	0	各種研修費
	5 防犯防災費	200,000	200,000	200,000	0	桔梗が丘消防班補助
	6 備品購入費	400,000	0	300,000	△ 100,000	
	7 事務費	400,000	389,957	500,000	100,000	コピー 印刷費 事務経費
	8 車両費	200,000	176,729	250,000	50,000	車検代・自動車保険料・ガソリン代
	9ビジョン新規事業費	500,000	388,087	600,000	100,000	プロジェクタ負担金、印刷代・電気代
	10 雑費	50,000	33,554	50,000	0	
	小 計	2,676,200	1,822,165	2,860,600	184,400	
3 企画運営費	事業費	150,000	105,990	150,000	0	各プロジェクト事業のPR・地域フェア
4 広報費	事業費	348,000	326,549	363,000	15,000	ききょう通信 ホームページ管理
5 健康推進費	1 事業費	650,000	500,575	720,000	70,000	健康まつり 健康講座
	2 繰出金	1,700,000	1,684,000	700,000	△ 1,000,000	敬老の日行事
	小 計	2,350,000	2,184,575	1,420,000	△ 930,000	
6 住民交流費	1 事業費	230,000	229,941	250,000	20,000	ハッピーニューイヤークエスト・どんどこ
	2 繰出金	900,000	818,863	880,000	△ 20,000	桔梗が丘夏まつり
	小 計	1,130,000	1,048,804	1,130,000	0	
7 教育文化費	事業費	533,000	505,821	533,000	0	桔'ずセミナー・こころの思い発表会
8 生活安全費	事業費	70,000	67,438	120,000	50,000	防犯パトロール・命の笛・消火訓練
9 快適環境費	事業費	395,500	307,054	317,600	△ 77,900	環境を守る活動・環境を知る活動
10地域福祉費	事業費	1,140,000	1,160,279	1,190,000	50,000	いきいきサロン・高齢者のつどい
11 積立金	車両買換積立金	100,000	139,860	140,000	40,000	軽トラ使用料含む
12 予備費		0	0	702,011	702,011	
13 コミュニティ活動費		5,109,600	5,109,600	5,117,200	7,600	各区コミュニティー活動費
14 報償費		150,000	150,000	0	△ 150,000	環境推進員報償費
次 期 繰 越 金		29,698	1,819,211	0	△ 29,698	
合 計		23,581,998	23,718,453	23,443,411	△ 810,900	

※ 予算の流用は、会計処理規程第20条の規定によるものとする。

議案第7号 平成27年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画（案）及び特別会計予算（案）の承認に関する件

平成27年度のほっとまちプロジェクト事業計画（案）及び特別会計予算（案）について、次の通り定めます。

1. ほっとまち茶房ききょう事業
2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
3. みどり環境整備保全事業
4. 住居表示設置事業
5. ききょう農楽園事業
6. 桔梗が丘お助けセンター事業

1. ほっとまち茶房ききょう事業計画（案）

平成27年度は、多くの公民館来訪者が気軽に立ち寄り、くつろいでもらえるように利用者の声を聴きながらより良い運営に努めていきます。サービススタッフと利用者とのふれあい交流が深まり、固定客も増加しており、「ほっと一息つける居場所」にしていきます。

平成27年度の主な取り組み

○ 歌声喫茶の定期開催

歌声喫茶は、試行期間中ハーモニカ、ギター・マンドリン、大正琴、二胡などのサークル団体の演奏に合わせて、童謡・唱歌・歌謡曲等をみんなで唄ってきました。27年度は、この方法で毎月1回定期開催します。

○ 他の団体との協賛事業

昨年、桔梗が丘夏祭りに出店しましたが、他のプロジェクト事業との協賛や出店等を進めていきます。

○ 新メニューの採用

利用者の声を聴きながら採算制を考慮し、新メニュー（夏場、冬場の限定メニュー等）を採用していきます。

・平成27年度特別会計予算（案）ほっとまち茶房ききょう事業

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予算額	摘 要
利用料収入	800,000	コーヒー等 8,000杯
市社協補助金	50,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	25,142	平成26年度繰越金
雑収入	58	預金利子等
計	875,200	

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予算額	摘 要
運営経費	745,200	
光熱水費負担金	30,000	公民館一部負担分
積立金	100,000	減価償却費及び修繕引当金
計	875,200	

2. 子どもたちと地域の絆づくり事業計画（案）

発足から3年目となる平成27年度は、引き続き「桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会」主催の3校合同事業として、「通学路花いっぱい運動」に取り組むこととする。2年目に取組んだ播種から育苗までの経験を生かして、このプロセスそのものを子どもたちとの絆づくりに生かしていきたい。今年度からは「桔梗の苗」を僅かずつでも配布出来るよう準備を進め、将来、桔梗が丘が、桔梗の花でいっぱいになる日を目指したい。

また、自治連合協議会の各部会と連携した企画を立案し、なお一層子どもたちと地域の絆が深まるよう事業推進を図りたい。

さらに、各小学校区においては、今までの経験とそれぞれの特色に沿った事業を引き続き企画・展開することとする。

事業予算については、本年度も「名張市放課後子ども教室事業」助成金の申請を行う。

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	適 要
事業委託費	172,000	名張市放課後子ども教室事業

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	適 要
事業運営費	172,000	通学路花いっぱい運動等

3. みどり環境整備保全事業計画（案）

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとして多くの自然緑地が残されており、その豊かな自然と緑は、住宅団地である桔梗が丘に住まいする住民にとって、かけがえのないものとなっている。こういった桔梗が丘地内の自然緑地の保全管理については、桔梗が丘自治連合協議会のプロジェクト事業部会組織である“桔梗が丘みどりの会”が中心となって取り組みを進めていく。主な事業の内容は、次のとおりである。

- （1） 桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとした桔梗が丘地内の自然緑地の保全管理に取り組む。
- （2） 桔梗の森公園（10号公園）については、名張市から草刈・塵芥処理の委託を受け作業実施する。
- （3） 桔梗が丘自治連合協議会の快適環境部会や他のプロジェクト事業組織と連携し、地域住民が自然に親しんでもらえるイベント等実施する。
- （4） 自然環境の保全に取り組んでいる他の団体とも連携し、共同作業や研修会の開催等実施する。

・平成27年度特別会計予算（案）みどり環境整備保全事業

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
委託料	490,000	名張市（桔梗の森公園）
雑収入	1,000	利息等
合 計	491,000	

(支出の部)

(単位:円)

区 分	予 算 額	摘 要
運営費	310,000	需用費、備品購入費等
保険料	80,000	スタッフ傷害保険料
報償費	100,000	講師・スタッフ実費弁償
機械施設修繕整備積立金	1,000	H26年度決算積立金額 150,000円
合 計	491,000	

※以上の3事業については、自治連合協議会の特別予算計上は有りません。

4. 住居表示設置事業計画(案)

町内表示板及び住居番号(地番)表示板は、平成27年度継続事業として、不足分の補充整備を実施推進していきます。

(1) 町内表示板の街角設置

各区長・自治会長に地区内の塀、フェンスに昨年度と同様、各6箇所(120枚)程度設置をお願いする。

(2) 住居番号(地番)表示板の設置

空地の新築入居、空き家の入居等の追加製作及び不足分の補充を実施する。

・平成27年度特別会計予算(案) 住居表示設置事業

(収入の部)

(単位:円)

区 分	予 算 額	摘 要
交付金	270,000	名張市ゆめづくり協働事業交付金
負担金	30,000	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	300,000	

(支出の部)

(単位:円)

区 分	予 算 額	摘 要
備品購入費	200,000	町内表示板 住居番号(地番)表示板 作製等
印刷製本費	30,000	
調査費	50,000	調査、取り付け等
諸経費	20,000	
合 計	300,000	

5. ききょう農楽園事業計画(案)

ききょう農楽園は、桔梗が丘地域の住民が土とのふれあいを通して心豊かな生活の醸成と仲間づくりの場となることを目指すとともに、地域に安全な農作物の提供を試みることを目的として、26年度に事業を立ち上げました。

試験農園の結果は、しっかり肥料を入れ、耕起すれば、やがて良い耕作地になる。そこで、27年度は725坪を全面耕作し、個人用地も用意し、共同用の耕作地に、ジャガイモ、サツマイモ、玉ねぎ、等作付します。また、緑の会と合同で、地域の子どもたちと共に、焼き芋大会でサツマイモを賞味してもらいます。今年は、28年度全面使用準備の年となります。

・平成27年度の事業予定

- ① 平成26年度に既に開墾した耕作地へじゃがいもの植え付け、管理。
- ② 今期耕起500坪強の耕作地へサツマイモ、玉ねぎ等作付。
- ③ 重機、機材、鋤等の備品の格納場所の確保、水の確保。
- ④ 個人用耕作地設定
- ⑤ 堆肥作り、周辺草刈り、等
- ⑥ 焼き芋大会等

・平成27年度特別会計予算（案）ききょう農楽園事業

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	適 要
交付金	630,000	名張市ゆめづくり協働事業交付金
負担金	70,000	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	700,000	

支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	摘 要
備品購入	320,000	物置、架け屋根資材等
耕運機	200,000	自走式
消耗品費	90,000	肥料、セメント等、
燃費	30,000	軽油、混合油等
用具用品	30,000	平鋤、篩、不足用具補充等
種苗代	30,000	ジャガイモ、等
合 計	700,000	

6. 桔梗が丘お助けセンター事業計画（案）

桔梗が丘お助けセンターは、「ほっとまち構想」に基づく「ほっとまち」プロジェクト事業であり、地域ぐるみでの助け合い社会、高齢者・障がい者等社会弱者の日常生活を支援するまちづくりを推進します。

支援するサービス内容は、家事、配食、移送、子育て等の支援を目標としますが、27年度は日常生活に関わる家事支援サービスから実施します。

他の分野の支援サービスは、分科会を設ける等、実施に向けての検討を加え、順次実施して行く予定です。

1. 支援サービス開始

(1) 支援サービスを行うメニュー

- ① 家事支援サービス（掃除、調理、洗濯、買い物代行、家具等重量物移動等）
- ② 庭管理支援サービス（剪定、草引き、草刈等）

③ 簡単な大工仕事サービス（家具固定、網戸張替、障子張替等）

④ 家電機器調整支援サービス（電球取り替え、家電機器取付、調整等）

（２）運用開始日 平成２７年４月１０日

（３）管理事務所 桔梗が丘南公民館内（元図書室）

開所日時 AM 9:00 ～ 12:00

但し、留守電・FAX での受付は随時

支援作業は随時、不定期

（４）管理運営 桔梗が丘お助けセンター運営委員会

受付及び調整の専任スタッフ２～３名配置

支援メンバー 随時募集 現時点 約２０名

（５）利用料金 ５００ 円/時間・人

２．配食サービス・移送サービス

分科会による検討

・平成２７年度特別会計予算（案）桔梗が丘お助けセンター事業

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予算額	適 要
交付金	８５０，０００	名張市ゆめづくり協働事業交付金
補助金	３００，０００	要援護者等日常生活支援事業補助金
負担金	１００，０００	桔梗が丘自治連合協議会
利用料	２００，０００	
合 計	１，４５０，０００	

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予算額	適 要
センター運営費	８５０，０００	
備品購入費	３００，０００	
調査費	２００，０００	
保険料（傷害保険）	１００，０００	
合 計	１，４５０，０００	

議案第 8 号 平成 27 年度公民館事業計画（案）及び公民館会計予算（案）の承認に関する件

平成 27 年度の公民館事業計画（案）及び会計予算（案）を別紙のとおり定めます。

公民館の管理運営については、平成 18 年 9 月から実施の指定管理者制度のもとで効率的な運営に努めておりますが、今年度も当該制度を十分に生かした管理運営を行ってまいります。

別紙 10. 平成 27 年度公民館事業計画書（案）

別紙 11. 平成 27 年度公民館会計予算書（案）

別紙 10. 平成 27 年度公民館事業計画（案）桔梗が丘公民館・南公民館

学級・教室

（開設数は年間・参加者数は延べ人数）

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容	区 分
サイエンスメイト “スカラベ”	6 回	180 名	親子でふれ合いながら、科学工作や遊び等を通じて、仲間づくりをする。	教養の向上 社会連帯意識
ロビー歌声広場	24 回	240 名	地域住民の交流の場として、懐かしい歌を通じて、仲間づくり、健康づくりを図る。	趣味 社会連帯意識
“農”を楽しむ	24 回	360 名	土地の改良して、よりよい野菜の栽培等、農業を通じて仲間作りをする。	市民意識 社会連帯意識
しめ縄づくり教室	1 回	30 名	お正月用のしめ縄を自分の手でつくる。	趣味 けいこ事
パソコン教室	12 回	120 名	中級者を対象に、自分で撮った写真を入れたオリジナルカレンダーづくりやワードで表作成をする。	趣味 けいこ事
シニアクラス❀	7 回	210 名	地域の高齢者の交流の場として、様々なジャンルの学習を提供する。	市民、社会連 帯意識
料理教室	3 回	48 名	そば打ちを含む色々な料理をつくりながら、交流を図ってもらう。	趣味 けいこ事
読書会	10 回	150 名	課題図書を決め感想を話し合うことで、視野を広げると共に新たな出会いづくりをする。	教養 社会連帯意識
漢字学入門	12 回	240 名	漢字の成り立ち等知らなかった漢字の神秘を学びながら、地域住民との交流を図る	教養 社会連帯意識
暮らしと お金の入門	3 回	200 名	教養としての「お金」を学び、特に年金や相続などのマネープランを分かり易く学習する。	教養 社会連帯意識

講 座

講座の名称	開催数	参加者数	主たる内容
桔梗が丘 公開連続講座 「行ってみよう！ ミュージアム」	3 回	300 名	6/27 奈良国立博物館「仏像について」 岩田茂樹学芸員 奈良仏像めぐりツアー 7/25 橿原市昆虫館 「昆虫について」 島田正吾学芸員 昆虫館バスツアー 9/26 三重県総合博物館 三重県総合博物館バスツアー

行 事

ロビーコンサート	随時	300 名	色々なジャンルの方のコンサートを開催。 (例)箏曲、ハーモニカ、女性コーラス、ギター演奏等。
プチコンサート	1 回	200 名	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。
映画鑑賞会	5 回	300 名	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会。
第 31 回公民館展	1 回	2,000 名	10 月開催

別紙 1 1. 平成 2 7 年度公民館会計予算書 (案)

平成 2 7 年度公民館会計予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H27度予算額	前年予算比較	備 考
1 指 定 管 理 料		9,973,000	9,973,000	11,047,320	1,074,320	
2 利用料	1 公民館使用料	3,350,000	3,120,780	3,200,000	△ 150,000	
	2 コピー使用料	800,000	1,109,043	800,000	0	
	小 計	4,150,000	4,229,823	4,000,000	△ 150,000	
3 その他収入	雑収入	50,000	83,214	54,000	4,000	自販機電気代・ゴミ袋販売手数料等
4 繰越金	前期繰越金	1,418,654	1,418,654	868,375		
合 計		15,591,654	15,704,691	15,969,695	378,041	

支出の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H27度予算額	前年予算比較	備 考
1 管理費	1 消耗品費	500,000	504,525	500,000	0	事務用品・消耗品・雑品費
	2 燃料費	10,000	0	10,000	0	
	3 光熱水費	3,500,000	3,524,048	3,500,000	0	電気・ガス・上下水道費
	4 修繕料	430,000	350,704	400,000	△ 30,000	
	5 電話料	170,000	176,260	100,000	△ 70,000	
	6 委託手数料	2,300,000	2,120,024	2,400,000	100,000	法定点検保守料・夜間・清掃
	7 備品購入費	700,000	61,389	600,000	△ 100,000	
	8 使用料及び賃借料	830,000	967,714	950,000	120,000	コピー・印刷・大判印刷・リース料等
	9 車両費	200,000	204,082	170,000	△ 30,000	ガソリン・自動車保険料
	小 計	8,640,000	7,908,746	8,630,000	△ 10,000	
2 運営費	1 報償費	600,000	580,000	600,000	0	講師料
	2 旅費	20,000	0	20,000	0	出張旅費
	3 印刷製本費	100,000	95,113	100,000	0	情報誌印刷代
	4 郵便料	90,000	57,708	90,000	0	はがき・切手代等
	5 事業費	1,000,000	957,849	600,000	△ 400,000	連続講座・主催講座・公民館展
	6 雑費	30,000	7,900	30,000	0	自動車税
	小 計	1,840,000	1,698,570	1,440,000	△ 400,000	
3 負担金	人件費負担金	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	公民館事務人件費負担金
4 積立金	1 周年事業	0	0	0	0	
	2 設備備品	0	0	0	0	
	3 車両購入	0	0	100,000	100,000	
5 その他	1 消費税	407,000	529,000	540,000	133,000	
	2 予備費	0	0	559,695	559,695	
次 期 繰 越 金		4,654	868,375	0	△ 4,654	
合 計		15,591,654	15,704,691	15,969,695	378,041	

※予算の流用は、会計処理規定第 2 0 条の規定によるものとする。

参考資料

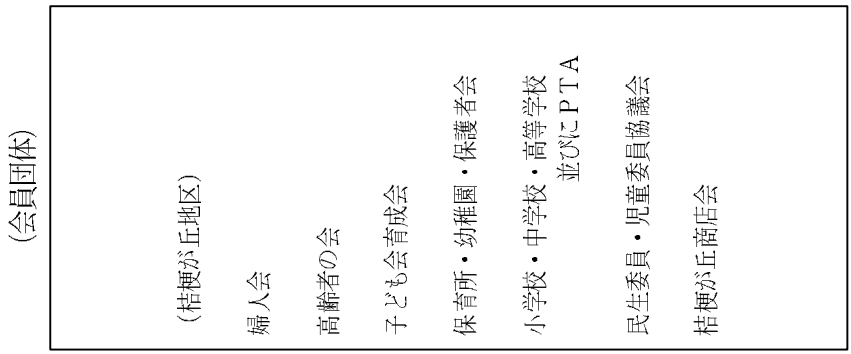
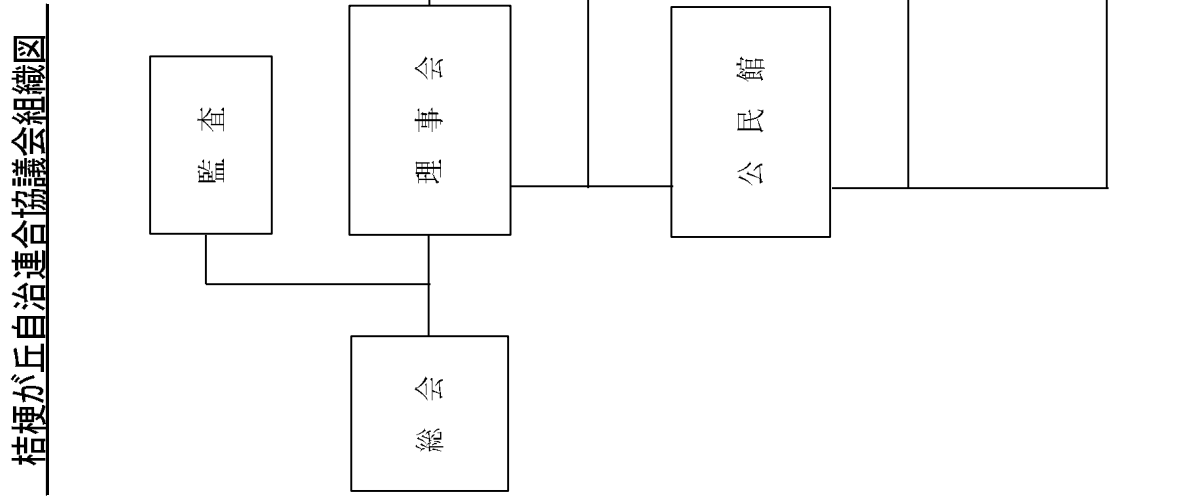
資料1．桔梗が丘自治連合協議会組織図

資料2．桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿（理事・監事、自治会長・区長、評議員、）

資料3．桔梗が丘自治連合協議会関係規定

- ・桔梗が丘自治連合協議会規約
- ・桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則
- ・会計処理規程
- ・公民館管理運営規程

資料 1. 桔梗が丘自治連合協議会組織図



資料 2. 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

理事・監事

	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	辻森 保蔵	自治連合会代表幹事
2	副会長	大垣 孝彦	総務委員長
3	副会長	上田 博	自治連合会副代表幹事 自治連合会第3ブロック幹事
4	理 事	河合 進	自治連合会第1ブロック幹事
5	〃	増田 清賢	自治連合会第2ブロック幹事
6	〃	吉村 末好	自治連合会第4ブロック幹事
7	〃	阪本 忠士	企画運営委員長
8	〃	北森 義次	広報委員長
9	〃	西宮 剛志	健康推進部会長
10	〃	廣岡 貞之	住民交流部会長
11	〃	竹原 啓子	教育文化部会長
12	〃	吉野 孝司	生活安全部会長
13	〃	加納 康嗣	快適環境部会長
14	〃	上島 芳子	地域福祉部会長
15	〃	中村 満	桔梗が丘公民館長・ 桔梗が丘南公民館長
16	〃	廣岡 登喜子	事務局長
17	〃	松岡 雅啓	事務局次長
18	監 事	福森 譲	
19	〃	植野 正信	

自治会長・区長

評議員

氏 名	自治会・区名	氏 名	選出団体
辻 森 保 蔵	1 番町区	辻 本 幸 三	1 番町区
野 中 康 弘	2 番町第 1 区	吉 谷 昌 亮	2 番町第 1 区
河 合 進	2 番町第 2 区自治会	稲 垣 忠 英	2 番町第 2 区自治会
竹 森 喜 慶	2 番町第 3 区自治会	大 平 清 明	2 番町第 3 区自治会
清 滝 勇 人	3 番町自治会	中 川 健	3 番町自治会
杉 中 清 哉	4 番町区自治会	寺 地 由紀子	4 番町区自治会
上 田 博	5 番町第 1 区	繁 田 邦 明	5 番町第 1 区
北 森 輝 夫	5 番町第 2 区	木 原 宏	5 番町第 2 区
山 口 晴 雄	5 番町第 3 区	渡 辺 保	5 番町第 3 区
岡 田 直 樹	6 番町区	角 田 久 光	6 番町区
角 谷 憲 一	7 番町 1 区自治会	高 藤 隆	7 番町 1 区自治会
杉 岡 雪 子	7 番町 2 区自治会	楓 井 千 秋	7 番町 2 区自治会
増 田 清 賢	8 番町 1 区自治会	池 本 仁 志	8 番町 1 区自治会
武 仲 元 男	8 番町 2 区自治会	武 仲 生 子	8 番町 2 区自治会
猪 原 佐 平	南第 1 区	皿 海 覚	南第 1 区
藤 田 和 也	南第 2 区	松 尾 政 則	南第 2 区
佐 田 勝 彦	南第 3 区	西 幸 雄	南第 3 区
川 中 勝 男	西 1 番町自治会	平 井 俊 圭	西 1 番町自治会
水之浦 英 樹	西 2 番町自治会	松 本 信 夫	西 2 番町自治会
吉 村 末 好	西 3 番町自治会	深 山 哲 郎	西 3 番町自治会
西 野 和 美	西 4 番町自治会	瀧 本 雅 樹	西 4 番町自治会
野 田 昭	西 5 番町自治会	角 谷 晃 司	西 5 番町自治会
棕 本 茂 和	西 6 番町自治会	山 本 尚 弘	西 6 番町自治会
渡 部 博 明	西 7 番町自治会	頼 廣 禎 孝	西 7 番町自治会
		菊 山 明 子	3 番町婦人会
		仁 科 昌 之	老人クラブ協議会
		川 口 力	子ども会連合会
		齋 藤 忠 伸	保育所・幼稚園
		森 川 健 一	小・中学校（PTA）
		檜 本 恵 子	民児協
		村 田 憲 子	民児協
		丹 羽 淳 子	民児協
		多 賀 猪佐美	桔梗が丘商店会
		森 中 庸 祐	健康推進部会
		小 川 光	住民交流部会
		岸 本 重 郎	教育文化部会
		堀 口 茂 義	生活安全部会
		奥 中 勝 也	快適環境部会
		梅 本 久 子	地域福祉部会

資料 3. 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

桔梗が丘自治連合協議会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を桔梗が丘公民館内に置く。

名張市桔梗が丘 6 番町 1 街区 1 3 1 番地の 4

(目 的)

第 3 条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

第 4 条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会運営の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事 業)

第 5 条 協議会は第 3 条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
- (2) 地域住民の交流に関する事業。
- (3) 高齢者の生きがいのづくりに関する事業
- (4) 青少年の健全育成に関する事業。
- (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
- (6) 環境及び景観の保全に関する事業。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
- (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。

2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第 6 条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成 2 1 年条例第 3 号）第 9 条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめ地域ビジョンを策定し、その実現に向けて努めるものとする。

(会 員)

第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活動する事業所で構成する。

2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
- (2) 桔梗が丘地区婦人会
- (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
- (4) 桔梗が丘地区子ども会育成会
- (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
- (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
- (7) 桔梗が丘地区民生委員、児童委員協議会
- (8) 桔梗が丘商店会

3 桔梗が丘地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。

(会員の役割)

第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極的な参加などを通して、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。

2 会員は、自治会費（区費）として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の一部として負担する。

第2章 評議員及び総会

第1節 評議員

(定 数)

第9条 評議員の定数は、40名以内とする。

2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。

- (1) 桔梗が丘自治会又は区 24名
- (2) 事業部会 6名
- (3) 団体等 10名以内

(役 割)

第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。

2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

(選 出)

第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。

3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを

提出する。

(任 期)

第 12 条 評議員の任期は、選出後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第 2 節 総会

(構成と役割)

第 13 条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第 14 条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

(定時総会)

第 15 条 定時総会は、毎年事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

第 16 条 会長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から 20 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の開催手続)

第 17 条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日 5 日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第 18 条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第 19 条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第 20 条 議長及び副議長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(議長等の役割)

第 21 条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。

2 議長は、第 10 条第 2 項に関して、研修の会議等を開催することができる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 23 条第 3 号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の 3 分の 2 以上の決するところによるものとする。

2 総会は、第 17 条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項
- (2) 監事の承認に関する事項
- (3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
- (5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項
- (6) 毎事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項
- (7) 地域ビジョンの策定に関する事項
- (8) その他重要な事項

(総会の議事録)

第24条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第25条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第3章 理事及び理事会

第1節 理 事

(定 数)

第26条 理事の定数は20名以内とする。

(理 事)

第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。

- (1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事
- (2) 総務委員会委員長
- (3) 企画運営委員会委員長
- (4) 広報委員会委員長
- (5) 事業部会部会長
- (6) 桔梗が丘公民館長
- (7) 事務局長、事務局次長。

(役 職)

第28条 協議会は、会長1名及び副会長2名以内を置く。

(選 出)

第29条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。

2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任 期)

第30条 理事の任期は、第12条の規定を準用する。

(役 割)

第31条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第2節 理事会

(構成と役割)

第32条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行決議機関とする。

(招 集)

第33条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第36条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
- (3) 規則等の改廃に関する事項
- (4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

第37条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第4章 自治連合会

(構成と役割)

第38条 協議会に自治連合会（以下「連合会」という。）を置き、区長又は自治会長（以下「区長等」という）をもって構成する。

- 2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行う。
- 3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹 事)

第39条 連合会に、代表幹事1名、副代表幹事1名及び幹事3名を置く。

(選 出)

第40条 桔梗が丘24区を施行規則に定める4ブロックに分けるものとする。

- 2 幹事の選出は、前項に定める4ブロックの代表者の中から選出する。

3 代表幹事は4ブロックの代表者の互選、もしくは4ブロックの代表者が推薦し、連合会が承認した者とする。

4 互選により代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招 集)

第41条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第42条 連合会は、区長等の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第43条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第44条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事会への付託事項

(2) 連合会の活動方針に関する事項

(3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項

(4) 委員会に対する要請に関する事項

(5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項

(6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

第45条 桔梗が丘24地区の区又は自治会（以下「自治会等」という。）は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。

2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。

(議事録)

第46条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第47条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構 成)

第48条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役 職)

第49条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

(選 出)

第50条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任 期)

第51条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役 割)

第52条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招 集)

第53条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第54条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第55条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(設 置)

第56条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第6章 事業部会及びプロジェクト事業部会

(事業部会)

第57条 協議会に第5条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の6事業部会を置く。

2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構 成)

第58条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名するものをもって構成する。

(役 職)

第59条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選 出)

第60条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任 期)

第61条 部会長及び副部会長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役 割)

第62条 事業部会は、第5条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び理事会の協力のもと実施する。

(招 集)

第63条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第64条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第65条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設 置)

第66条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。

2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

(プロジェクト事業部会)

第67条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト事業部会を置くことができる。

2 プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。

(構 成)

第68条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあっては該当団体が指定する者をもって構成する。

(運 営)

第69条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。

2 運営は、独立採算制を原則とする。

(議事録)

第70条 プロジェクト事業部会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事録署名人2名が署名、捺印をしなければならない。

(報告義務)

第71条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9月に活動中間報告を、3月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。

2 プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。

3 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 施設管理運営

(施設の管理運営)

第72条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。

2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。

3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施 設)

第73条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 桔梗が丘公民館

(2) 桔梗が丘南公民館

2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、公民館運営審議会及び公民館運営委員会を置く。

3 公民館の管理運営に関する事項は、公民館管理運営規程に定める。

第8章 受託事業

(受託事業)

第74条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。

(受託事業の執行)

第75条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

第9章 事務局

(事務局)

第76条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局職員の定数は10名以内とする。

(職 務)

第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) 公民館の管理運営に関する事項

(3) 協議会の事業及び公民館活動を円滑に遂行するための業務に関する事項

(4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項

(5) 名張市との連絡調整に関する事項

(6) 構成団体との連絡調整に関する事項

(7) その他、会長及び館長が必要と認める事項

2 事務局長及び事務局次長は、会長及び公民館長の職務命令により、業務を遂行する。

3 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。

第10章 会 計

(会 計)

第78条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

(財 産)

第 79 条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。

2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

(経 費)

第 80 条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 81 条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

(予算編成)

第 82 条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案の作成をする。

2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

(予算の執行)

第 83 条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。

2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。

4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監査義務)

第 84 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出 納)

第 85 条 協議会及び公民館の出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の権限と責任において行う。

2 事務局長は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。

3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

第 11 章 評価制度

(評価制度)

第 86 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。

2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

第 87 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。

2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。

3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第 88 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

第 12 章 監 査

(監 査)

第 89 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。

(監 事)

第 90 条 監査業務執行のため監事を置く。

2 監事は 2 名とし、総会の承認を得て会長が任命する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期等)

第 91 条 監事の任期は、第 12 条の規定を準用する。

2 欠員が生じた場合、理事会の決議により補充もしくは、欠員とすることができる。

(監査方法)

第 92 条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。

2 定期監査は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第 93 条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

第 13 章 情報公開

(情報公開)

第 94 条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。

2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。

3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

第 95 条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。

2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

第14章 雑 則

(監査請求)

第96条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。

2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第97条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第98条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年11月14日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第2条 第9条に定める評議員、第26条に定める理事、第49条に定める委員長及び副委員長、第59条に定める部会長及び副部会長並びに第90条に定める監事の平成21年11月14日から始まる任期については、第12条第1項中「選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成21年度11月14日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第3条 平成21年11月14日から始まる協議会の会計年度は、第78条の規定に関わらず、平成21年11月14日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第4条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成21年度に係る事業計画及び予算並びに平成21年4月1日から平成21年11月14日までの決算内容を引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則

(趣旨)

第1条 桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という)の規定に基づき、必要な事項を定める。

(ブロック)

第2条 規約第40条第1項に規定する桔梗が丘24区の4ブロックについて、次のとおり定める。

第1ブロック	1番町区、2番町第1区(1、2、3街区)、2番町第2区(4、5街区)、 2番町第3区(6、7街区)、3番町区
第2ブロック	4番町区、6番町区(6番町全域及び7番町3街区1～14番地)、 7番町第1区(1街区及び1～14番地を除く3街区)、7番町第2区(2街区) 8番町第1区(2街区以外の8番町)、8番町第2区(2街区)
第3ブロック	5番町第1区(1、2、3、6街区)、5番町第2区(4、5、11、12街区)、 5番町3区(7、8、9、10街区)、南第1区(南1番町1、2街区)、 南第2区(南1番町3街区、南2番町1、2街区)、 南第3区(南3番町1、2、3街区、南4番町1街区)
第4ブロック	西1番町区、西2番町区、西3番町区、西4番町区、西5番町区、西6番町区、 西7番町区、

(委員会の業務範囲)

第3条 規約第47条第2項に規定する委員会の業務範囲は、次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 総会、理事会、自治連合会の運営に関する事項
- ② 規約、規則等の制定及び改正並びに廃止に関する事項
- ③ 決算及び予算並びに事業計画の原案調整等の財務に関する事項
- ④ 協議会の運営に対する円滑化に関する事項
- ⑤ 指定管理者制度に関する事項
- ⑥ その他、事業部会及び他の委員会に属しない事項

(2) 企画運営委員会

- ① 規約第6条に規定する「地域ビジョン」の策定推進に関する事項
- ② コミュニティビジネス等、事業部会に対する新規事業の検討及び支援に関する事項
- ③ 事業部会の事業活動に対する評価及び検証に関する事項
- ④ 将来に向けての協議会運営の基本的方針に関する事項
- ⑤ その他、協議会の企画運営に関する事項

(3) 広報委員会

- ① 協議会の広報紙の発行及び編集方針に関する事項
- ② 協議会のホームページの管理運営に関する事項
- ③ 協議会の内外における情報の収集及び提供に関する事項
- ④ その他、広聴及び広報活動に関する事項

(事業部会の事業範囲)

第4条 規約第57条第2項に規定する事業部会の事業範囲を、次のとおり定める。

(1) 健康推進部会

- ① 地域住民の健康増進に関する事業
- ② スポーツや行事を通じた、親子や住民間の親睦及び絆づくり推進事業

(2) 住民交流部会

- ① 地域住民の交流イベント等に関する事業
- ② 地域住民の連帯感の向上及びふれあいに関する事業
- ③ 地域活性化への取り組みに関する事業
- ④ 人材バンクの創設及び運営支援に関する事業
- ⑤ 地域ポテンシャルの発掘形成に関する事業

(3) 教育文化部会

- ① 生涯学習の展開に関する事業
- ② 青少年の健全育成に関する事業
- ③ 地域間及び世代間の交流推進に関する事業
- ④ 地域の伝統文化の継承及びスローライフ社会への取り組みに関する事業
- ⑤ 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業

(4) 生活安全部会

- ① 安心安全な地域社会の構築推進及び啓発活動に関する事業
- ② 安全で快適な犯罪のない地域防犯活動の連携に関する事業
- ③ 防災のハード及びソフトの基盤づくりに関する事業
- ④ 快適な交通環境づくりに関する事業

(5) 快適環境部会

- ① 地域の生活環境と自然緑化の保全活動に関する事業
- ② 生活に憩いと潤いを与え、安らぎのある地域づくり並びに快適環境の創造に関する事業
- ③ 環境美化マナーの啓発活動に関する事業
- ④ 自然との交流及びスローライフ構想の推進に関する事業
- ⑤ 省資源及びリサイクルの展開に関する事業

(6) 地域福祉部会

- ① 社会的援助を必要としている高齢者等を対象とした支援事業
- ② 高齢者等を対象とした生きがいつくりの支援事業
- ③ その他、地域福祉の改善に向けた事業

(情報公開の手続)

第5条 規約第94条第3項に規定する情報公開の手続きは、第6条から第13条に定める。

(公開の情報)

第6条 公開請求できる情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 協議会が保有する全てを公開することを原則とする。
- (2) 協議会が運営及び活動を行うに際して作成し、保存期限内にある資料とする。

(非公開の情報)

第7条 非公開もしくは公開を拒否する情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報
- (2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報

- (3) 協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報

(請求の手續)

第8条 情報公開請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

- (1) 公開を求める情報の内容
 - (2) 情報の使用目的
 - (3) 情報の適正な使用の誓約
 - (4) 請求者の住所及び氏名
- (公開、非公開の決定)

第9条 協議会は、開示請求を受理した日から15日以内に公開又は非公開を決定し通知しなければならない。

2 非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の限度)

第10条 公開の範囲は、以下に掲げるものとする。

- (1) 全部開示：請求者の求める情報を全て開示するもの
 - (2) 部分開示：非開示の情報が有し開示するもの
 - (3) 非開示：請求者の求める情報を全て開示しないもの
 - (4) 不存在：請求者が求める情報が存在しないため開示できないもの
- (請求者の責務)

第11条 請求者は、公開された情報を適正に使用しなければならない。不当な使用により、他人の権利を侵害等問題が生じたときは、請求者が誠意を持って解決しなければならない。

(費用の負担)

第12条 請求者は、情報の写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 不服申し立て等は、名張市情報公開条例に準拠する。

(監査請求)

第14条 規約第96条第2項に規定する監査請求の手續きは、第15条から第18条に定める。

(監査請求事項)

第15条 監査を請求できるのは、財務会計上の違法又は不当な行為により、以下の事項において会員に損害を生じさせた場合に限られる。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務借入等の義務負担
- (5) 公金の賦課及び徴収義務に対する事実
- (6) 財産管理の義務に対する事実

(請求の期限)

第16条 監査請求の期限は、違法、不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求することはできない。ただし、正当な理由があると認められる時は、この限りではない。

(請求手續)

第 17 条 監査請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

(1) 措置請求の要旨

- イ 監査請求組織及び対象者
- ロ 財務会計上の行為の内容
- ハ 行為による損害の内容
- ニ 請求措置の内容

(2) 請求者の住所及び氏名

(監査結果通知)

第 18 条 監査結果は、請求のあった日から 60 日以内に請求者に通知しなければならない。

附則

この施行規則は平成 21 年 11 月 14 日から施行する。

この施行規則は平成 22 年 5 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約第10章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）の財産及び会計に関する基準を定める。

(会計区分と処理原則)

第2条 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とし、規約及びこの規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計の総括)

第4条 協議会の会計は、協議会会長（以下「会長」という。）が総括する。

(会計担当理事)

第5条 会計を担当する理事は、事務局長及び事務局次長とする。

2 会計の実務は、事務局長の監督のもと、原則として事務局次長が行う。

(総務委員長の承認)

第6条 協議会会計の支出処理については、会計担当理事は、総務委員長の事前承認を受けるものとする。ただし、総務委員会に係る支出処理については、会長の事前承認を受けるものとする。

(出納印の管理)

第7条 出納印は、施錠の出来る印鑑収納箱に収納し、会計担当理事が管理する。

(収支累計表の作成)

第8条 会計担当理事は、協議会会計及び公民館会計毎に、別に定める収支累計表を毎月作成し、総務委員長を経由して会長の承認を得るものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計に関する帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 収支予算書及び収支決算書 | 10年 |
| (2) 経理の元帳・現金出納帳・預金出納帳 | 7年 |
| (3) 計算書類及び証拠書類 | 7年 |
| (4) 備品台帳 | 永久保存 |
| (5) その他の関係書類 | 5年 |

2 前項の帳簿等の保存期間は、帳簿等の閉鎖の日の属する事業年度の決算に関する定時総会の日の翌日から起算する。

3 帳簿等の保存期間の満了後、廃棄するときは、その帳簿等の明細を作成し、事前に会長の決済を受けるものとする。

第2章 金銭出納

(証拠書類の授受)

第10条 金銭の収納は、原則として、領収書その他の証拠書類を発行し、支払いについては、支払先

から、領収書その他の証拠書類を受領するものとする。ただし、銀行等の振込みによる収納又は支払いの場合は、取り扱い銀行等の領収書その他の証拠書類をもってこれに代えることができる。

(支出手続)

第 11 条 協議会会計における支出は、委員長又は事業部会長が提出する別に定める「支出依頼書」に基づき、別に定める会計伝票で行うものとする。

2 公民館会計における支出は、会計伝票で行い、館長の承認を要するものとする。ただし、一件 5 万円以上の支出については、事前に、別に定める「支出決裁書」を要する。人件費の支出については、会長の事前決済を要するものとする。

(前金払及び概算払)

第 12 条 経費の性質上又は業務運営上必要あるときは、前金払い又は概算払いすることができる。

(銀行等金融機関との取引)

第 13 条 銀行及びその他の金融機関と取引を開始し又は廃止するときは、理事会の承認を必要とする。

(余裕金の運用)

第 14 条 協議会会計及び公民館会計における業務運営上の余裕金は、金融機関に預金するものとする。

2 前項の預金の種類及び金額等については、理事会で決定する。

(手元現金)

第 15 条 会計担当理事は、公民館会計に、日々の現金支払いに充てるため、手元現金を置くことができる。

2 前項の手許現金の保有限度額は、原則として、20 万円とし、その受払い及び保管は、会計担当理事があたる。

(残高照合)

第 16 条 会計担当理事は、毎日、現金出納締切後、その残高を現金出納帳と照合しなければならない。

2 預金は、毎月末現在で、預金先金融機関の通帳等と、預金出納帳を照合しなければならない。

第 3 章 契約

(契約書の作成)

第 17 条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な内容を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の締結)

第 18 条 契約の締結は、会長が行うものとする。

第 4 章 資産

(運用資産の管理)

第 19 条 会計担当理事は、備品台帳を備え付け、物件毎に、その取得年月日、種類等必要事項を記載するものとする。

2 会計担当理事は、毎事業年度末の資産の現状について調査を行い、備品台帳と照合しなければならない。

第5章 予算

(予算の執行と流用)

第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに公民館の年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。

- 2 規約第83条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。
- 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 4 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決済により、予備費から、その残額の範囲内で行うことができる。ただし、その流用額が予備費の残額を超える場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 5 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とすることができるものとする。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程は、理事会の承認により改廃することができる。

附則

この規程は、平成21年11月14日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

公民館管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う公民館の管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 公民館とは、桔梗が丘公民館及び桔梗が丘南公民館をいう。

第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 公民館の管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

第3章 公民館館長

(館長の選出)

第4条 公民館館長（以下「館長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び公民館の運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定する公民館館長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、館長候補者1名を決定する。

2 前項の館長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、館長に任命する。

(選考委員会)

第5条 館長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。

3 選考委員は、公民館運営審議会委員及び公民館運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。

4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

5 選考委員会については、別に定める。

(館長の責務)

第6条 館長は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等を遵守すると共に、公民館の社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(館長の任期)

第7条 館長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(館長の勤務)

第8条 館長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(館長の職務)

第9条 館長は、指定管理者制度の本旨に従い、公民館の施設管理及び業務全般を統括するものとする。

(館長の報酬)

第10条 館長の報酬は、理事会で定める。

(館長の解任)

第11条 館長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、公民館運営審議会に諮問するものとする。

2 協議会の会長は、公民館運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、館長を解任する事ができる。

3 前項の場合、公民館運営審議会及び理事会において、館長に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 公民館運営審議会

(目的)

第12条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、公民館がその社会的役割を果たすため、公民館の運営方針等その基本的事項及び協議会と公民館との連携活動について審議し、協議会と館長及び職員が、認識を共有することを目的とする。

2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

(委員の委嘱)

第13条 審議会委員の定数は、10名以内とし協議会の会長が委嘱する。

(委員の任期)

第14条 審議会委員の任期については、規約第12条を準用する。

2 委員の再任は、妨げない。

(審議会の会長)

第15条 審議会の会長は、協議会の会長をもって充てる。

(審議会の招集)

第16条 審議会は、審議会の会長が招集し、その議長となる。

第5章 公民館運営委員会

(目的)

第17条 公民館運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、公民館の運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、別に定める「公民館運営委員会規則」により、館長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。

2 館長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

第18条 委員の定数は、20名以内とし、館長が委嘱する。

2. 委員の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名（輪番制）

(2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名

(3) 公民館サークル参加者の中から若干名

(4) 公民館事務局代表

(5) 学識経験者の中から若干名

(6) その他館長が必要と認める者

3. 運営委員会は、次の役員を置くことができる。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 書記 1名

4. 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

2. 委員の再任は、妨げない。

3. 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間と同一とする。

(招集)

第20条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前に館長と協議するものとする。

2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成21年11月14日より施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

桔梗が丘の人口と世帯数

平成27年4月1日現在

町名	世帯数	人口		
		総数	男性	女性
桔梗が丘1番町	297	619	288	331
桔梗が丘2番町	522	1,246	592	654
桔梗が丘3番町	431	986	445	541
桔梗が丘4番町	500	1,132	524	608
桔梗が丘5番町	1,027	2,455	1,199	1,256
桔梗が丘6番町	267	611	296	315
桔梗が丘7番町	299	632	289	343
桔梗が丘8番町	397	931	444	487
桔梗が丘地区計	3,740	8,612	4,077	4,535
桔梗が丘南1番町	219	505	234	271
桔梗が丘南2番町	149	339	161	178
桔梗が丘南3番町	230	547	258	289
桔梗が丘南4番町	21	45	21	24
桔梗が丘南地区計	619	1,436	674	762
桔梗が丘西1番町	173	472	229	243
桔梗が丘西2番町	117	340	162	178
桔梗が丘西3番町	333	993	471	522
桔梗が丘西4番町	230	682	341	341
桔梗が丘西5番町	147	476	234	242
桔梗が丘西6番町	191	563	279	284
桔梗が丘西7番町	111	336	173	163
桔梗が丘西地区計	1,302	3,862	1,889	1,973
合 計	5,661	13,910	6,640	7,270

桔梗が丘自治連合協議会事務局（桔梗が丘公民館内）

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

電話番号 0595-65-1206

メールアドレス kikyoku-ko@emachi-nabari.jp

ホームページアドレス <http://www.kikyogaoka.jp/index.html>

桔梗が丘公民館ホームページアドレス

<http://www.emachi-nabari.jp/kikyoku/kouminkan/index.html>

